鹿島臨海特定公共下水道に係る申請の手引き

下水道を使用される皆様へ

（改訂第五版）

令和８年９月

茨城県鹿島下水道事務所

目次

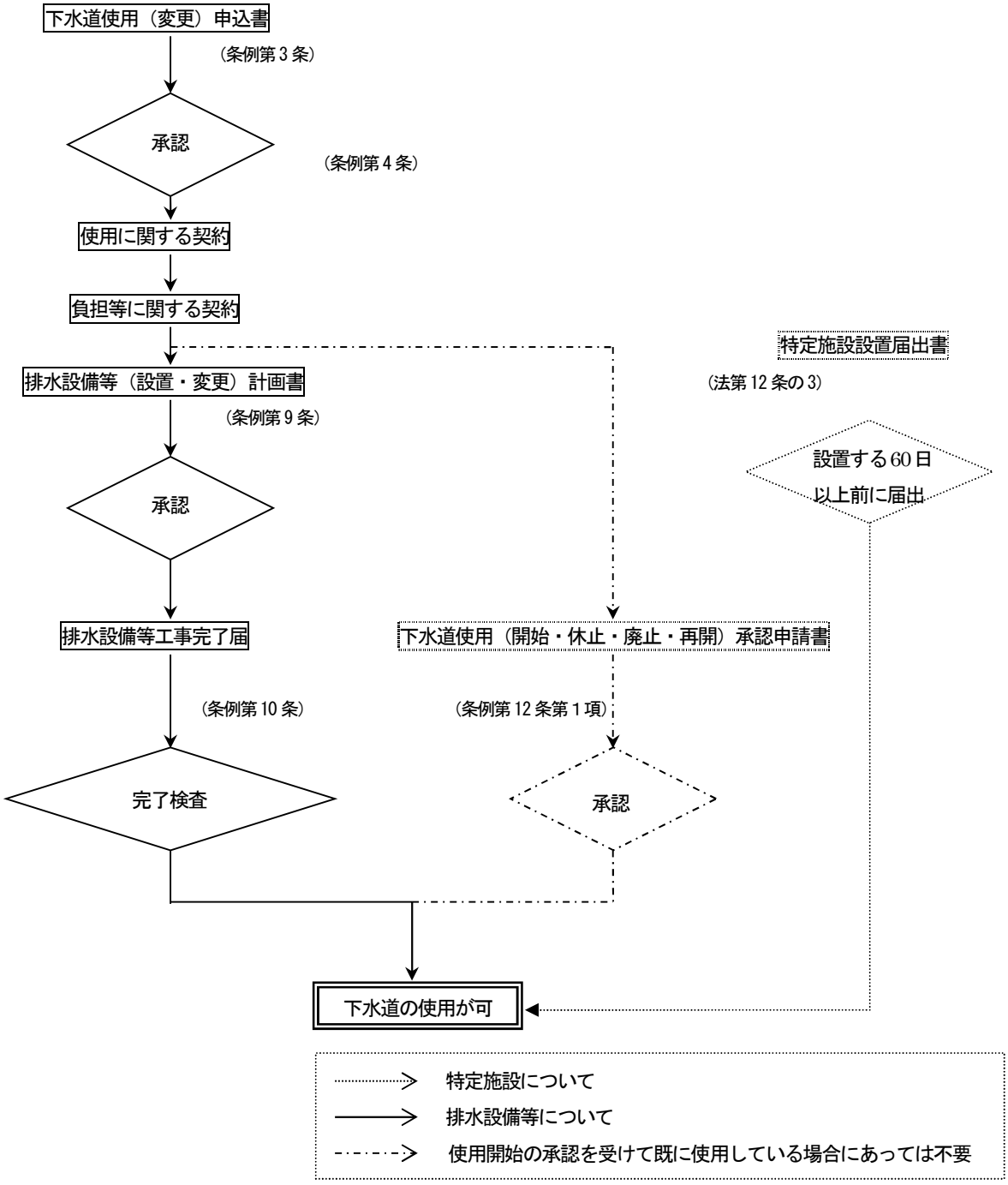
下水道の使用開始手続き・・1

第１章　茨城県鹿島臨海都市計画水道条例関係
１　下水道使用（変更）申込書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
２　排水設備等（設置・変更）計画書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
３　排水設備等工事完了届　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
４　下水道使用（開始・休止・廃止・再開）承認申請書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
５　申請者等が変わる場合　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
６　流量計の点検を実施した場合　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
様式等　・・・8
下水道使用（変更）申込書記入要領　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
排水設備等（設置・変更）計画書記入要領　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
下水道使用（開始・休止・廃止・再開）承認申請書記入要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・47
第２章　下水道法関係
１　特定施設設置届出書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・50
２　特定施設使用届出書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・51
３　特定施設の構造等変更届出書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・51
４　氏名変更等届出書　・・51
５　特定施設使用廃止届出書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・52
６　承継届出書　・・・52
様式等　・・・53
水質汚濁防止法に規定された特定施設の種類　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・82
ダイオキシン類対策特別措置法に規定された特定施設の種類　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・89
特定施設設置届出書記入要領　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・90
第３章　水質基準等
１　下水道へ汚水を排除する場合の水質基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・119
２　指導による流入基準（指導基準）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・121
３　水質基準超過等が発生したとき　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・121
４　事業場等に対する規制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・121
５　工場・事業場における管理体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・122

注：次の用語については、以下省略して表記しています。
下水道法：「法」
茨城県鹿島臨海都市計画下水道条例：「条例」
鹿島臨海特定公共下水道：「下水道」
鹿島臨海都市計画下水道の使用に関する契約書：「使用に関する契約書」
鹿島臨海都市計画下水道深芝処理場前期建設費（第５系列まで）の負担等に関する契約書：「負担等に関する契約書」

下水道の使用開始手続き

下水道の使用を開始するためには、条例等により次の手続きが必要となります。



新規で下水道を使用する場合は、完了検査の合格と下水道使用開始の承認の両方が必要となります。

なお、条例第9条、第10条、第12条第1項などを怠った場合には、過料が科せられる場合がありますので留意して下さい。

第１章

茨城県鹿島臨海都市計画下水道条例関係

１　下水道使用（変更）申込書

下水道を使用しようとする事業者は、茨城県鹿島臨海都市計画下水道条例（以下「条例」という）第３条の規定に基づいて１日あたりの予定汚水排出量、汚水の水質等を記載した申込書により、使用の申込みをしなければなりません。また、既に申し込みをされている事業者で、申込書に記載した事項を変更する場合も同様となります。

※　新規に下水道を使用する場合は、事業者より提出された下水道使用（変更）申込書に基づき、条例第４条により茨城県知事が承認した水量・水質（承認枠と呼びます。）に応じた建設負担金が発生します。金額については、県に対して事前に試算を依頼することができます。

また、契約後、承認枠の変更（拡張）により建設負担金の金額に不足が生じた場合は、追加で負担する必要があります。

提出書類等

（１）提出時期　　下水道を使用しようとする事業者にあっては排水設備等（設置・変更）計画書の提出の 60 日程度前まで。
ただし、使用に関する契約及び負担等に関する契約の締結後に排水設備等（設置・変更）計画書を受付けします。
既に申し込みした記載事項の変更の場合にあっては、変更の 60 日程度前まで。

（２）申請書　　下水道使用（変更）申込書（様式第１号）

（３）提出部数　　３部

（４）　下水道の使用を申し込む場合にあっては申請の経緯、使用目的、周辺位置図及び水量・水質の影響が分かる資料及び事業所パンフレット等

変更を申し込む場合にあっては変更するに至った経緯及びその計画が分かる資料。

２　排水設備等（設置・変更）計画書

排水設備等とは、排水設備（製造設備等から汚水を下水道に排出させるために必要な排水管その他の排水施設）、除害施設、計量器（料金算定に用いる流量計）及び水質測定の試料を採取するための施設をいいます。

事業者は、使用に関する契約書第２条により流入基準を超えて排出されるおそれのある汚水について、除害施設（油水分離槽、沈殿槽、スクリーン、中和設備、反応槽等の汚水処理施設）を設けるなど必要な措置をとらなければなりません。

下記の①から③の場合は、事前に計画の承認が必要となります。（条例第９条）

①　下水道使用申込みをした事業者が排水設備等を新設する場合。

②　排水設備等を追加する場合。

③　既存の排水設備等を変更する場合。

排水設備等を設置又は変更するに当たっては、下記について留意してください。

提出書類等

（1）提出時期　　工事着工予定日の９日以上前まで

（2）申請書　　排水設備等（設置・変更）計画書（様式第３号）

（3）提出部数　　２部

（4）添付書類　　（別紙１）申請内容の要旨
（別紙２）操業の系統
（別紙３－１）排水設備等の形式等
（別紙３－２）除害施設の形式等
（別紙４）除害施設の消耗資材等
（別紙５）汚水の処理によって生ずる残さの種類等
（別紙６）担当者連絡先等
（別図１）排水設備等の設置場所
（別図２）排水設備等の構造
（別図３）汚水処理の方法及び系統
（別図４）排水設備等の全体平面図
（別図５）用水及び排水の系統
①既にある排水設備等を変更する場合にあっては、上記のほかに変更前と変更後が分かる資料
②上記のほか、必要に応じてカタログ、仕様書等
③排水流量計を設けない場合にあては汚水排出量に係る同意書（手引き様式第１又は手引き様式第２）

茨城県鹿島臨海都市計画下水道条例（抜粋）

（排水設備等の工事の実施）

第11条　排水設備等の新設工事は、令第15条で定める資格を有する者の管理の下に行わなければならない。

茨城県鹿島臨海都市計画下水道条例施行規則（抜粋）

(排水設備の固着個所等)

第４条　排水設備は、下水道マンホール施設に固着させるものとし、固着させるにあたっての固着個所及び工事の実施方法は、下水道法施行令(昭和34年政令第147号)に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

(1)　排水設備はマンホールの取付管の管底高以上の個所に所要の孔をあけ、マンホールの内壁に突き出さないようにさし入れ、その周囲をモルタルでうめ内外面の上塗り仕上げをすること。

(2)　汚水を排除すべき排水管の内径は、次の表に定めるところによるものとし、そのこう配は100分の1以上とすること。

汚水排出量(単位1日あたり立方メートル)	排水管の内径(単位ミリメートル)
1,000未満	150以上
1,000以上　2,000未満	200以上
2,000以上　4,000未満	250以上
4,000以上　6,000未満	300以上
6,000以上	そのつど知事が定める内径

(3)　前2号によりがたい特別の事由があるときは、知事の指示を受けること。

(スクリーンの設置)

第５条　汚水の流出口には、固形物の流下をとめるに有効な目幅をもつたスクリーンを設けなければならない。ただし、除害施設等に同様の装置が付帯している場合には、この限りでない。

(排水管の土かぶり)

第６条　排水管の土かぶりは、公道内では1メートル以上、その他の地域内では45センチメートル以上を標準としなければならない。

注意事項

下水道本管の接続点より上流部で事業場からの排水がすべて集まった場所に、排水流量計及び積算計並びに試料採取が可能な採水口を設置する必要があります。

なお、排水流量計の設置が困難であり、上水の使用量と下水道への排出量に大幅な差異がない場合は、承諾書（手引き様式第１）を提出することにより排水流量計及び積算計の設置を不要とします。また、排水流量計の設置が困難であり、上水以外の用水（地下水等）を使用する場合は、用水の供給源（貯水タンク出口等）に流量計を設置し承諾書（手引き様式２）を提出することで排水流量計及び積算計の設置を不要とします。

事前承認が不要な事項

（１）下記の①、②については、排水設備等（設置・変更）計画書による事前承認を不要としますが、①については、水量の補正を要する場合があるため実施後１ヵ月以内に（２）の事項について報告してください（任意様式）。

① 同一メーカー、同一型式品への流量計の取替えであって流量計前後の配管の口径及び流路に変更がないもの。

② その他の施設の補強、手摺や階段の改造等、排水設備等の材質、口径、流路、設置位置に変更がないもの。

（2）①の報告内容

・メーカー名及び型式

・取替え実施前の積算計の表示値及び取替え作業開始日時

・取替え実施後の積算計の表示値及び取替え作業終了日時

・取替え前の計器の写真及び取替え後の計器の写真

排水設備等（設置・変更）計画書の提出対象となるかについては、当所にお問い合わせください。

３　排水設備等工事完了届

排水設備等（設置・変更）計画書の排水設備の工事が完了した後に速やかに提出し、当所の完了検査を受ける必要があります（条例第 10 条）。なお、排水設備等の使用開始にあっては完了検査を受験する必要がありますので、事前に担当者と日程調整をお願いいたします。また、排水設備等の一つである計量器については、原則として計量器の取替え時に完了検査を行います。

提出書類等

（1）提出時期　　工事完了後速やかに

（2）申請書　　排水設備等工事完了届（様式第４号）

（3）提出部数　　２部

（4）添付書類　　工事完了後のフローシート、配管立面図等

○完了検査時に必要な書類

・埋設する排水設備等がある場合にあっては工事施工写真
　日付の入った検査看板等と一緒に撮影してあるものが望ましいです。

・その他参考となる資料

４　下水道使用（開始・休止・廃止・再開）承認申請書

下水道の使用を開始、休止、廃止又は休止している使用を再開しようとするときは、事前に承認が必要となります。（条例第 12 条第１項）

提出書類等

（1）提出時期　　開始又は再開の場合は当該行為の 30 日前まで
　　休止又は廃止の場合は、当該行為後速やかに

（2）申請書　　下水道使用（開始・休止・廃止・再開）承認申請書（様式第５号）
（3）提出部数　　２部
（4）添付書類　　当該行為をしようとする設備のフローシート
休止又は廃止する場合にあっては、休止又は廃止したことが分かる写真等

５　申請者等が変わる場合

申請者、申込者又は届出者（以下：申請者）の変更があった場合は排水設備等（設置・変更）計画書によりその旨を届け出てください。

提出書類等

（1）提出時期　　変更後速やかに
（2）届出様式　　排水設備等（設置・変更）計画書（様式第３号）
（3）提出部数　　１部
（4）添付書類　　申請者が法人代表者である場合にあっては不要。
申請者が事業所代表者であり、事業所代表者が変更になる場合にあっては、法人代表者から事業所代表者へ事務の委任をした旨の委任状。

なお、申請者を事業所代表者に委任しており、事業所代表が変更にならず、法人代表者が変更になる場合にあっては、当書類及び委任状の提出は不要です。

６　流量計の点検を実施した場合

流量計の点検を実施した場合、水量の補正を要する場合がありますので、流量計点検報告書によりその旨を届け出てください。

提出書類等

（1）提出時期　　点検後速やかに
（2）届出様式　　流量計点検報告書（手引き様式第３）
（3）提出部数　　１部
（4）添付書類　　作業報告書があれば、作業報告書の写し

様式第１号（第２条）

下水道使用（変更）申込書

年　月　日

茨城県知事殿

（申込者）住所及び名称（代表者の氏名を含む）又は氏名

工場又は事業所の名称

工場又は事業所の所在地

年度別汚水排出量及び汚水の水質		最終（年度）	年度	年度	年度	年度
１日あたり汚水排出量		㎥/日	㎥/日	㎥/日	㎥/日	㎥/日
汚水の水質	濃度					
	温度					
	アンモニア性、亜硝酸性及び硝酸性窒素含有量					
	水素イオン濃度					
	生物化学的酸素要求量					
	化学的酸素要求量					
	浮遊物質量					
	油脂類含有量					

※　審査

※　下水第　　号

年　月　日

上記の下水道使用（変更）申込みは、承認します。

茨城県知事

注意　※印欄には、記載しないこと。

様式第３号（第７条）

排水設備等（設置・変更）計画書

※第　　号

年　月　日

茨城県鹿島下水道事務所長殿

（申込者）住所及び名称（代表者の氏名を含む）又は氏名

……

……

……

工場又は事業所の名称			
工場又は事業所の所在地			
排水設備等の種類			
設備に関する計画	△排水設備等の形式構造主要寸法	別添図面のとおり	
	△排水設備等の設置場所	別添図面のとおり	
	着工予定年月日	年　月　日	
	竣工予定年月日	年　月　日	
	使用開始年月日	年　月　日	
使用の方法	使用時間間隔		
	１日あたり使用時間		
	使用に季節的変動のあるときは、その概要		
汚水処理の方法	△汚水処理の方法及び系統	別紙のとおり	
	区分	処理前の水質	処理後の水質
	温度		
	水素イオン濃度		
	アンモニア性、亜硝酸性及び硝酸性窒素含有量		
	生物化学的酸素要求量		
	化学的酸素要求量		
	浮遊物質		
	油脂類含有量		

汚水排出量及び汚水の水質	１日あたりの通常汚水排出量	m^3／日
	１日あたりの最大汚水排出量	m^3／日
	汚水の水質	温度
		水素イオン濃度
		アンモニア性、亜硝酸性及び硝酸性窒素含有量
		生物化学的酸素要求量
		化学的酸素要求量
		浮遊物質
		油脂類含有量
※ 審査		

※

鹿下第　　号
年　月　日

上記の排水設備等（設置・変更）計画は、次の条件をつけて承認します。

1．設置、変更については計画書及び添付書類の記載事項と相違ないこと。

2．設置、変更について第三者と紛争を生じたときは、当事者で紛争を解決するまで工事を中止すること。

3．関係法規、関係茨城県条例及びこの条件を守らないときは、承認を取り消すことがある。

茨城県鹿島下水道事務所長

決裁権者		

注意１．　汚水処理の欄は除害施設設備計画の場合に記載すること。
２．△印欄の記載は、別紙によること。
３．※印欄には記載しないこと。

（別紙１）

届 出 内 容 の 要 旨

※　当該施設の概要（設置の経緯、使用方法等）および排水の水量及び水質について箇条書きにより記載のこと。

（別紙２）

操業の系統

当該申請排水設備に係る製造施設等の工程フローを記入する。用水系は青色、排水系は赤色で記入する。

（別紙３－１）

排 水 設 備 等 の 形 式 等

※　名称、形式、能力及び処理の形式について記載する。また、構造については図（別図１）を添付する。当該設備が除害施設等の場合、別紙３－２の様式で記入のこと。

（別紙３－２）

除害施設の形式等

除害施設の名称	
工場又は事業場における分類番号	
種　類	
型　式	
主要寸法 (W×D×H)	
構　造	別図２参照
能力	m^3／日
処理の方式	

能力は、１日あたりの最大処理量を記入すること。

（別紙４）

除害施設の消耗資材等

除害施設の名称	
工場又は事業場における分類番号	

消耗資材名	用途名	１日あたりの使用量

消耗資材については使用物の濃度、等級、製品名などを明記すること。

備　考

（別紙５）

汚水の処理によって生ずる残さの種類等

除害施設の名称			
残さの種類	日あたり生成量	処理方法の概要	備　考

備考欄に工場内処理、産業廃棄物業者委託等と記入のうえ、必要に応じて委託契約書、許可証、マニフェスト等の写しを添付のこと。

備　考

（別紙６）

その他参考事項

排水設備を設置又は変更しようとする事業所の担当者の部署名、職氏名及び連絡先	部署名： 職氏名： 連絡先：
休日又は夜間の緊急連絡先	部署名： 職氏名： 連絡先：
操業時間	～
１時間あたりの最大排水量	m^3/h
上記の排水量となる時間帯	～

付近見取図	ア．下記のとおり イ．別添のとおり	敷地面積	m^3
		建物面積	m^3
緊急時等の下水道事務所への連絡体制			
付近見取図			

別図１（必要に応じて１－１以降枝番を付す）

排水設備の設置場所

事業所の周辺図に事業所の位置を着色、付近の道路及び建物等を記入する。
事業所の全体配置図に当該設備の設置場所を着色記入する。

別図２（必要に応じて２－１以降枝番を付す）

排水設備等の構造

当該施設の平面及び断面図に型式、構造、材質、寸法等を記載する。必要に応じてカタログ等を添付のこと。

別図３（必要に応じて３－１以降枝番を付す）

汚水処理の方法及び系統

事業所全体の処理フローに、当該届出分を着色記入のこと。用水、原材料の投入、汚水、製品、廃棄物等の排出を矢印で記入すること。

別図４（必要に応じて４－１以降枝番を付す）

排水設備等の全体平面図

事業所全体配置図に、集水系統、排水系統、下水道への接続（計量器及び採水地点）を記入のこと。
ただし、別図１に記載することにより省略することができる。

別図５（必要に応じて５－１以降枝番を付す）

用水及び排水の系統

用水系、排水系のフローについて、用水系を青線、排水系を赤線で記すとともに、各系統の日あたり水量を示すこと。

様式第４号（第８条）

排水設備等工事完了届

	※ 第　　号

年　月　日

茨城県鹿島下水道事務所長殿

（届出者）住所及び名称（代表者の氏名を含む。）又は氏名

工場又は事業所の名称		
工場又は事業所の所在地		
設置計画承認年月日及び承認番号	年　月　日	第　　号
排水設備等の種類		
工事完了年月日	年　月　日	
※	年　月　日	
検査	職	氏　名
	結果	

注意　※印欄は記入しないこと。

様式第５号（第９条）

下水道使用（開始・休止・廃止・再開）承認申請書

※第　　号

年　月　日

茨城県鹿島下水道事務所長殿

（申込者）住所及び名称（代表者の氏名を含む。）又は氏名

工場又は事業所の名称		
工場又は事業所の所在地		
使用承認年月日及び承認番号		
使用（開始・休止・廃止・再開）年　月　日		
１日あたり汚水排出量	m^3／日	
汚水の水質	温度	℃
	アンモニア性、亜硝酸性及び硝酸性窒素含有量	mg/L
	水素イオン濃度	～
	生物化学的酸素要求量	mg/L
	化学的酸素要求量	mg/L
	浮遊物質量	mg/L
	油脂類含有量	mg/L

※　　第　　号

年　月　日

上記の下水道使用（開始・休止・廃止・再開）承認申請は、承認します。

茨城県鹿島下水道事務所長

※決裁権者		

注意　※印欄は記入しないこと。

（手引き様式第１）

汚水排出量に係る同意書

茨城県鹿島下水道事務所長　　殿

鹿島臨海特定公共下水道に係る汚水排出量については、上水道使用量をもって汚水排出量（ただし、汚水量算定率１００％）とすることに同意します。

年　　月　　日

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

名称（代表者の氏名を含む）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（手引き様式第２）

汚水排出量に係る同意書

茨城県鹿島下水道事務所長　　殿

鹿島臨海特定公共下水道に係る汚水排出量については、上水道使用量及び地下水使用量をもって汚水排出量（ただし、汚水量算定率100%）とすることに同意します。

なお、地下水使用量の計量に当たっては、計量法に基づく検定証印又は基準適合証印の有効期間が経過していない特定計量器を使用します。

年　　月　　日

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

名称（代表者の氏名を含む）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（手引き様式第３）

流量計点検報告書

年　月　日

茨城県鹿島下水道事務所長　殿

事業場名

１　実施年月日

２　点検実施者（会社名・氏名）

３　点検時間並びに積算値

イ　点検開始時並びに積算値　　年　月　日　時　分　　m^3

ロ　点検終了時並びに積算値　　年　月　日　時　分　　m^3

ハ　空積算値（ロ―イ）　　m^3

４　点検中における流量の有無　　有　　無

５　流量計の合否判定　　合　格　　不合格

６　排水担当者（部・課及び氏名）

７　点検中における立ち会い者の有無　　有（会社名・氏名）　　無

８　その他（点検における検査書がある場合は、別添資料として添付してください）

下水道使用（変更）申込書記入要領

① 「下水道使用（変更）申込書」は、使用申込み時は「(変更)」を二重取消線で抹消する。

② 「(申込者）住所及び名称（代表者の氏名を含む）又は氏名」は契約者の住所、法人名、代表者名を記入する。ただし、条例に基づく申請の手続を工場長・事業場長等に委任する旨の『委任状』が出ている場合は、委任された者の氏名を記入してもよい。

③ 「工場又は事業所の名称」は、使用（変更）する工場・事業場の名称を記入する。

④ 「工場又は事業所の所在地」は、その工場・事業場の所在地を記入する。

⑤ 「１日あたり汚水排出量」「汚水の水質」欄上部の年度について

「最終（年度)」欄は、工場・事業場が全て完成した時点の水量・水質の最大を記入する。

他の「年度」欄は、新規事業場の場合は下水道を使用開始する年度の水量・水質の最大を記入し、変更の場合は変更前（年度）と変更後（年度）の水量・水質の最大を記入する。

⑥ 最終年度の承認枠を変更する場合は、並べて記入する。

⑦ 「汚水の水質」はそれぞれ予想される汚水の水質各項目の最大を流入基準・排除基準・指導による流入基準の範囲内で記入する。

「温度」は、45℃までで記入する。

「アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量」は、380 mg/L までで記入する。

「水素イオン濃度」は、水素指数で 5 から 9 までで範囲を記入する。

「生物化学的酸素要求量」「浮遊物質量」「油脂類含有量」は、それぞれ流入基準より 600mg/L まで、600mg/L まで、20mg/L までで、整数で記入する。

「化学的酸素要求量」は、指導による流入基準により 300mg/L までで、整数で記入する。

「濃度」はこれらの値から次の式で計算し、切り上げて整数で記入する。
濃度(F 値)＝(生物化学的酸素要求量＋化学的酸素要求量)÷2 ＋ 浮遊物質量 ＋ 油脂類含有量×6

⑧ 空欄には事業者との協議により必要とされた項目について、排除基準・指導による流入基準の範囲内で記入を求めることがあります。
例：「カドミウム及びその化合物：<0.001mg/L」「塩化物イオン濃度：20,000mg/L 未満」

様式第１号（第２条）

使用申込み時は抹消する

下水道使用~~（変更）~~申込書

令和７年　１０月　１日

茨城県知事　殿

工場長への委任状が
出ている場合の記入例

（申込者）住所及び名称（代表者の氏名を含む。）又は氏名
茨城県神栖市北浜１２０
株式会社茨城工業　鹿島工場
工場長　深芝　太郎

工場又は事業所の名称	株式会社茨城工業　鹿島工場
工場又は事業所の所在地	茨城県神栖市北浜 120

年度別汚水排出量及び汚水の水質		最終(７年度)	７　年度	年度	年度	年度
１日あたり汚水排出量		8,000　m³/日	5,000　m³/日	m³/日	m³/日	m³/日
汚水の水質	濃度	44	44			
	温度	45　℃	45　℃	℃	℃	℃
	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	380　mg/L	380　mg/L	mg/L	mg/L	mg/L
	水素イオン濃度	5～9	5～9	～	～	～
	生物化学的酸素要求量	15　mg/L	15　mg/L	mg/L	mg/L	mg/L
	化学的酸素要求量	50　mg/L	50　mg/L	mg/L	mg/L	mg/L
	浮遊物質量	5　mg/L	5　mg/L	mg/L	mg/L	mg/L
	油脂類含有量	1　mg/L	1　mg/L	mg/L	mg/L	mg/L
	銅	<0.2　mg/L	<0.2　mg/L			
	溶解性鉄	<0.2　mg/L	<0.2　mg/L			

※　審　査

※　下　水　第　　号
年　　月　　日

上記の下水道使用~~（変更）~~申込みは、承認します。

茨　城　県　知　事

注意　※印欄には、記載しないこと。

下水道課記入欄

排水設備等（設置・変更）計画書記入要領

① 「排水設備等（設置・変更）計画書」はいずれか一方を二重取消線で抹消する。日付は、申請年月日を記入する。

② 「（申込者）住所及び名称（代表者の氏名を含む）又は氏名」は契約者の住所、法人名、代表者名を記入する。ただし、条例に基づく申請の手続を工場長・事業場長等に委任する旨の『委任状』が出ている場合は、委任された者の氏名を記入してもよい。

③ 「工場又は事業所の名称」は、排水設備等を設置・変更する工場・事業場の名称を記入する。

④ 「工場又は事業所の所在地」は、その工場・事業場の所在地を記入する。

⑤ 「排水設備等の種類」は、計画する排水設備等の主要設備の名称を記入する。

⑥ 「着工予定年月日」は、計画する排水設備等の予定工事着工年月日を記入する。
※ 着工は、排水設備等（設置・変更）計画書の承認後となる。

⑦ 「竣工予定年月日、使用開始年月日」は、各々予定年月日を記入する。
※ 実際の使用開始は検査に合格し、検査結果通知書の交付後となる。

⑧ 「使用時間間隔」は、連続かバッチかを記入する。

⑨ 「1 日あたり使用時間」は連続の場合は「24 時間」、バッチの場合は実使用時間を記入する。

⑩ 「使用に季節的変動のあるときは、その概要」は、変動の有無について記入し、「有」の場合は具体的に記入する。

⑪ 「汚水処理の方法」は、除害施設の設置又は変更の場合に記入する。

⑫ 「温度」「水素イオン濃度」…「油脂類含有量」については、除害施設等による汚水処理の前後の水質の推定値を記入する。

⑬ 「汚水処理の方法」の空欄には法施行令第 9 条の 4 の項目のうち、排水処理設備に係る用排水系統において使用されるもの、排出されるおそれのあるものを記入する。また、前項に定めがない項目のうち処理場の維持管理に影響を及ぼすものとして求められた物質（塩化物イオン濃度等）について、最大値を記入する。

⑭ 「1 日あたり通常汚水排出量」「1 日あたり最大汚水排出量」「汚水の水質」は、工場・事業場全体の排水について下水道使用（変更）申込書の現年度の値を超えない範囲で記入する。

【別紙１】　**届出内容の要旨**

届出内容の要旨を詳細に記載する。

製造の概要（原料、製品、製造方法、副生成品、廃棄物等）、排水の水質・水量について、新規事業の場合は事業場全体について、増設等の場合は当該申請に係る部分について記載する。

【別紙２】　**操業の系統**

当該設備が操業の中でどの位置に入るのか、わかるフロー図等を記載する。

- 事業場全体の用水、排水の導水図に、用水を青線、排水を赤線で記入する。
- 当該申請に直接関わらない部分については、簡略化した記入でもよい。
- 原料の投入、廃棄物の排出等も矢印で記入する。

【別紙３－１】　**排水設備等の形式等**

名称、形式、能力等について記載する。

- 必要な書類（図面、カタログ、仕様書等）を添付することで、代えてもよい。
- 除害施設に関する申請の場合は、別紙３－２を必ず記入する。

【別紙３－２】　**除害施設の形式等**

除害施設の詳細を記入し、処理能力等記載内容の根拠を示す書類を添付する。以下別図１～４とも申請する排水設備等が複数ある場合は、必要に応じ枝番を付けて作成する。

- 「除害施設の名称」は、事業場内での当該施設の名称を記入する。
- 「種類」は、固液分離、物理化学処理、生物化学処理等を記入する。
- 「型式」は、メーカー、型式等を記入する。
- 「能力」は、１日の最大処理能力を記入する。
- 「処理の方式」は、pH 調整、凝集沈殿など具体的な処理方法を記入する。

【別紙４】　**除害施設の消耗資材等**

除害施設に関係ない排水設備の変更等の場合は、不要とする。

- 「用途名」は中和用、凝集用など具体的に記入する。

【別紙５】　**汚水の処理によって生ずる残さの種類等**

除害施設に関係ない排水設備の変更等の場合は、不要とする。

- 「残さの種類」は～含有汚泥、～系廃液など具体的に記入する。
- 備考欄に工場内処理、産業廃棄物処理業者委託等記入のうえ、必要に応じて委託契約書、許可証、マニフェスト等の写しを添付する。

【別紙６】　その他参考事項

各項目とも必要に応じて別紙に記載し添付する。

・　本申請に係る担当者の所属、職氏名及び連絡先の項目については、申請内容の問合わせ先を記載すること。

・　排水設備を設置又は変更する事業所の担当者の部署名、職氏名及び連絡先の項目については、事業所の排水設備全般について担当している者について記載する。

・　操業時間は、生産等の開始時間及び終了時間を記載する。

・　１時間あたりの最大排水量は予想される最大水量を記載し、上記の水量となる時間帯の項目は１時間あたりの最大排水量になることが想定される時間帯を記載する。なお、時間はすべて 24 時間表記で記載するものとする。

・　担当者などの記載事項に変更があった場合は、下水道事務所に必ず連絡する。付近見取り図については、以前の排水設備関係の申請と変更がない場合は省略することができる。

【別図１】　**排水設備の設置場所**

事業場全体配置図に、当該設備の設置場所を着色記入する。

【別図２】　**排水設備等の構造**

当該施設の平面図、断面図に型式、構造、材料、寸法等を記入する。必要な書類（図面、カタログ、仕様等）を添付することで、代えてもよい。

【別図３】　**汚水処理の方法及び系統**

事業場全体の汚水処理系統図等に、当該施設を着色記入する。また、用水、原材料の投入、汚水、製品、廃棄物等の排出についても矢印で記入する。

【別図４】　**排水設備等の全体平面図**

事業場全体の用水、排水の導水図に、用水を青線、排水を赤線で記入し、下水道への接続部（計量器及び採水地点）を記入する。

・　別図１にこの内容を加える場合、省略することができる。

【別図５】　**用水及び排水の系統**

事業場全体の用水、排水の導水図に、用水を青線、排水を赤線で記入するとともに、各系統の日あたりの水量を示すこと。

【その他】

排水設備等変更計画書の場合、変更の無い箇所については省略を可能とします。記載する場合は、「変更無し」等を加えてください。

必要に応じて追加資料等の提出を求めることがあります。

いずれか一方を抹消する

様式第３号（第７条）

排水設備等~~（~~設置~~・変更）~~計画書

※　第　　号

令和８年　２月　１日

茨城県鹿島下水道事務所長　殿

（申込者）住所及び名称（代表者の氏名を含む。）又は氏名

茨城県神栖市北浜１２０
株式会社茨城工業　鹿島工場
工場長　深芝　太郎

工場長への委任状が出ている場合の記入例

工場又は事業所の名称		株式会社茨城工業　鹿島工場	
工場又は事業所の所在地		茨城県神栖市北浜 120	
排水設備等の種類		排水管	
設置に関する計画	△排水設備等の型式、構造、主要寸法	別添図面のとおり	
	△排水設備等の設置場所	別添図面のとおり	
	着工予定年月日	令和 8 年 2 月 15 日	
	竣工予定年月日	令和 8 年 2 月 20 日	
	使用開始年月日	令和 8 年 2 月 21 日	
使用の方法	使用時間間隔	0 時～24 時(連続)	
	１日あたり使用時間	24 時間	
	使用に季節的変動のあるときは、その概要	無し	
汚水処理の方法	△汚水処理の方法及び系統	別紙のとおり	
	区分	処理前の水質	処理後の水質
	温度	℃	℃
	水素イオン濃度		
	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	mg/L	mg/L
	生物化学的酸素要求量	mg/L	mg/L
	化学的酸素要求量	mg/L	mg/L
	浮遊物質量	mg/L	mg/L
	油脂類含有量	mg/L	mg/L

除害施設の設置・変更の場合は、必ず記入する

汚水排出量及び汚水の水質	１日あたり通常汚水排出量		3,500	㎥/日
	１日あたり最大汚水排出量		4,000	㎥/日
	汚水の水質	温度	20～45	℃
		水素イオン濃度	6～8	
		アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	100	mg/L
		生物化学的酸素要求量	15	mg/L
		化学的酸素要求量	50	mg/L
		浮遊物質量	5	mg/L
		油脂類含有量	1	mg/L
		銅	<0.2	mg/L
		溶解性鉄	<0.2	mg/L
※ 審査				

原則として承認水量・水質を超えて記入できない

※　　鹿下第　　号

年　　月

上記の排水設備等~~（~~設置~~・変更）~~計画は、次の条件をつけて承認します。

１　設置、変更については計画書及び添付書類の記載事項と相違ないこと。
２　設置、変更について第三者と紛争を生じたときは、当事者で紛争を解決するまで工事を中止すること。
３　関係法規、関係茨城県条例及びこの条件を守らないときは、承認を取り消すことがある。

茨城県鹿島下水道事務所長

※決裁権者		

当所記入欄

注意１　汚水処理の方法の欄は除害施設設置計画の場合に記載すること。
　　２　△印欄の記載は、別紙によること。
　　３　※印欄には、記載しないこと。

（別紙１）

申 請 内 容 の 要 旨

※　　当該施設の概要（設置の経緯、使用方法等）および排水の水量及び水質について箇条書きにより記載のこと。

（１）　第２工場の増設に伴い、酸洗浄、アルカリ脱脂設備等を設置します。同設備は特定施設（６５　酸又はアルカリによる表面処理施設）に該当します。
なお、特定施設設置届出書は提出済みです。

（２）　当該設備は敷地西側の増設予定地に新規に建設し、既存のマスにおいて既設排水管に接続し、汚水は既設処理施設で処理した後下水道に排出します。

（３）　当該設備の設置に伴い、工程排水が１日あたり最大300m^3増加し、最大で計4,000 m^3となります。承認水量は１日あたり5,000 m^3です。

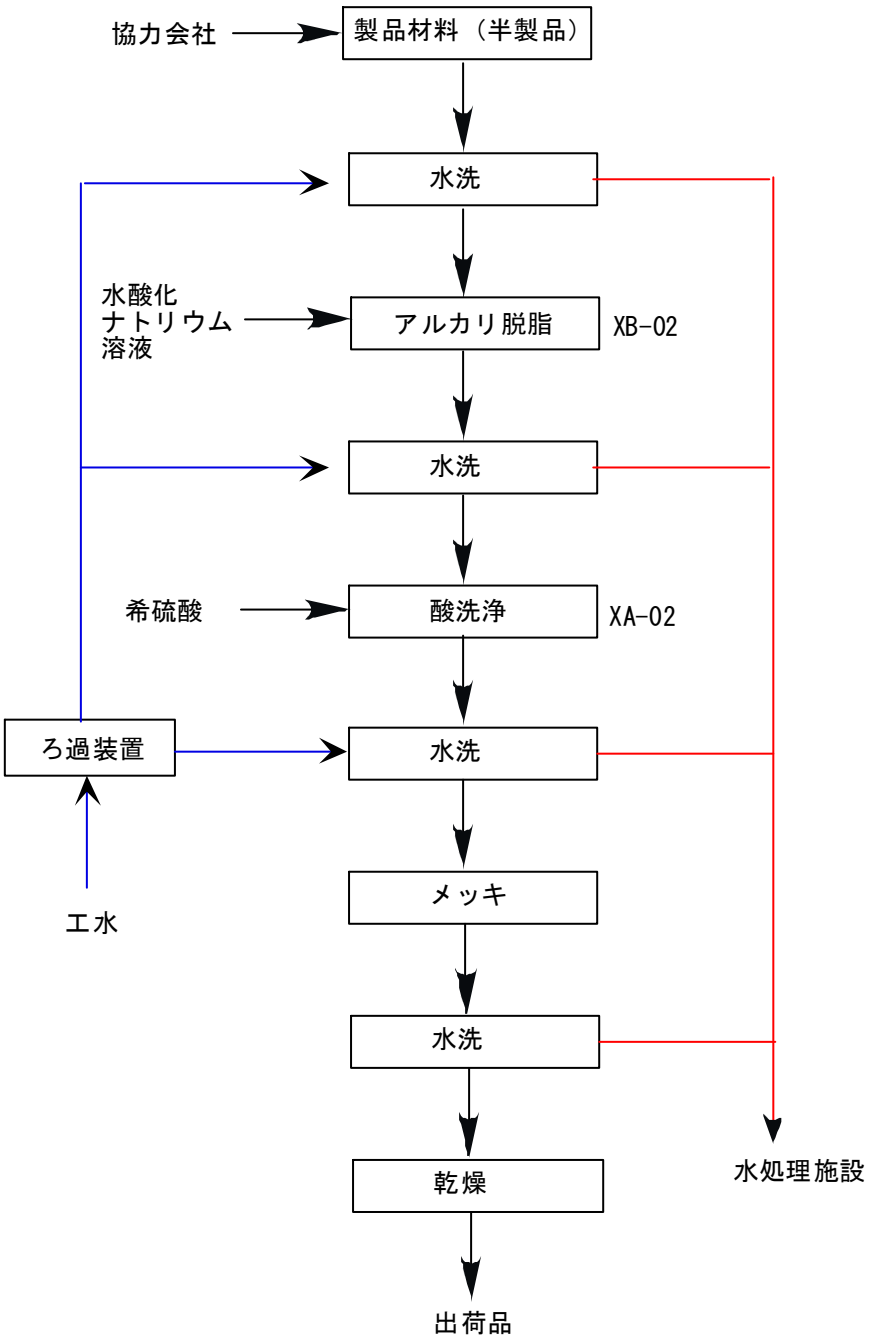
（４）　排出される下水は既存の除害施設（中和、凝集沈殿）により処理し、下水へ排出する水質は従来と変化しません。また、使用する又は排出されるおそれのある有害物質は銅及び溶解性鉄等ですが、最大濃度は従来と同じです。

（５）　本計画書により、特定施設から排出される汚水排水管の設置を申請します。

（別紙２）

操 業 の 系 統

当該申請排水設備に係る製造施設等の工程フローを記入する。用水系は青色、排水系は赤色で記入する。



（別紙３－１）

排 水 設 備 等 の 形 式 等

※　　名称、形式、能力及び処理の形式について記載する。また、構造については図（別図１）を添付する。当該設備が除害施設等の場合、別紙３－２の様式で記入のこと。

排水設備名称：排水管

型式等：塩化ビニル製　口径150mm
地下埋設、勾配0.8%
管延長　7,500mm
既存の排水マスに接続。

（別紙３－２）（ 変 更 無 し ）

除 害 施 設 の 形 式 等

除害施設の名称	第１排水処理施設
工場又は事業場における分類番号	別図のとおり
種　類	中和、凝集沈殿
型　式	自動制御式(特注品)
主要寸法 (W×D×H)	別図のとおり
構　造	別図２参照
能　力	最大 5,000　m^3／日
処理の方式	硫酸及び苛性ソーダによる中和、凝集剤添加による凝集沈殿処理

能力は、１日あたりの最大処理量を記入すること。

（別紙４）

除害施設の消耗資材等

除害施設の名称	第１排水処理施設	
工場又は事業場における分類番号	詳細は別図３のとおり	
消耗資材名	用途名	１日あたりの使用量
硫酸(20%)	中和	100kg
苛性ソーダ(50%)	中和	30kg
高分子凝集剤	凝集	10kg

消耗資材については使用物の濃度、等級、製品名などを明記すること。

備　考
特になし （参考となる事項がある場合は、必ず記入すること）

（別紙５）

汚水の処理によって生ずる残さの種類等

除害施設の名称	第１排水処理施設		
残さの種類	日あたり生成量	処理方法の概要	備　考
汚泥	２ｔ／月	汚泥を脱水処理後業者に処分を委託	収集運搬(○×商事) 最終処分(△○産業)

備考欄に工場内処理、産業廃棄物業者委託等と記入のうえ、必要に応じて委託契約書、許可証、マニフェスト等の写しを添付のこと。

備　考
特になし （参考となる事項がある場合は、必ず記入すること）

（別紙６）

その他参考事項

本申請に係る担当者の所属、職氏名及び連絡先	所　属： 職氏名： 連絡先：
排水設備を設置又は変更しようとする事業所の担当者の部署名、職氏名及び連絡先	部署名： 職氏名： 連絡先：
操業時間	8：30　～　17:30
１時間あたりの最大排水量	５００　　m^3/h
上記の排水量となる時間帯	14:30　～　15:30

付近見取図	ア．下記のとおり イ．別添のとおり	敷地面積	１２３m^3
		建物面積	４５６m^3

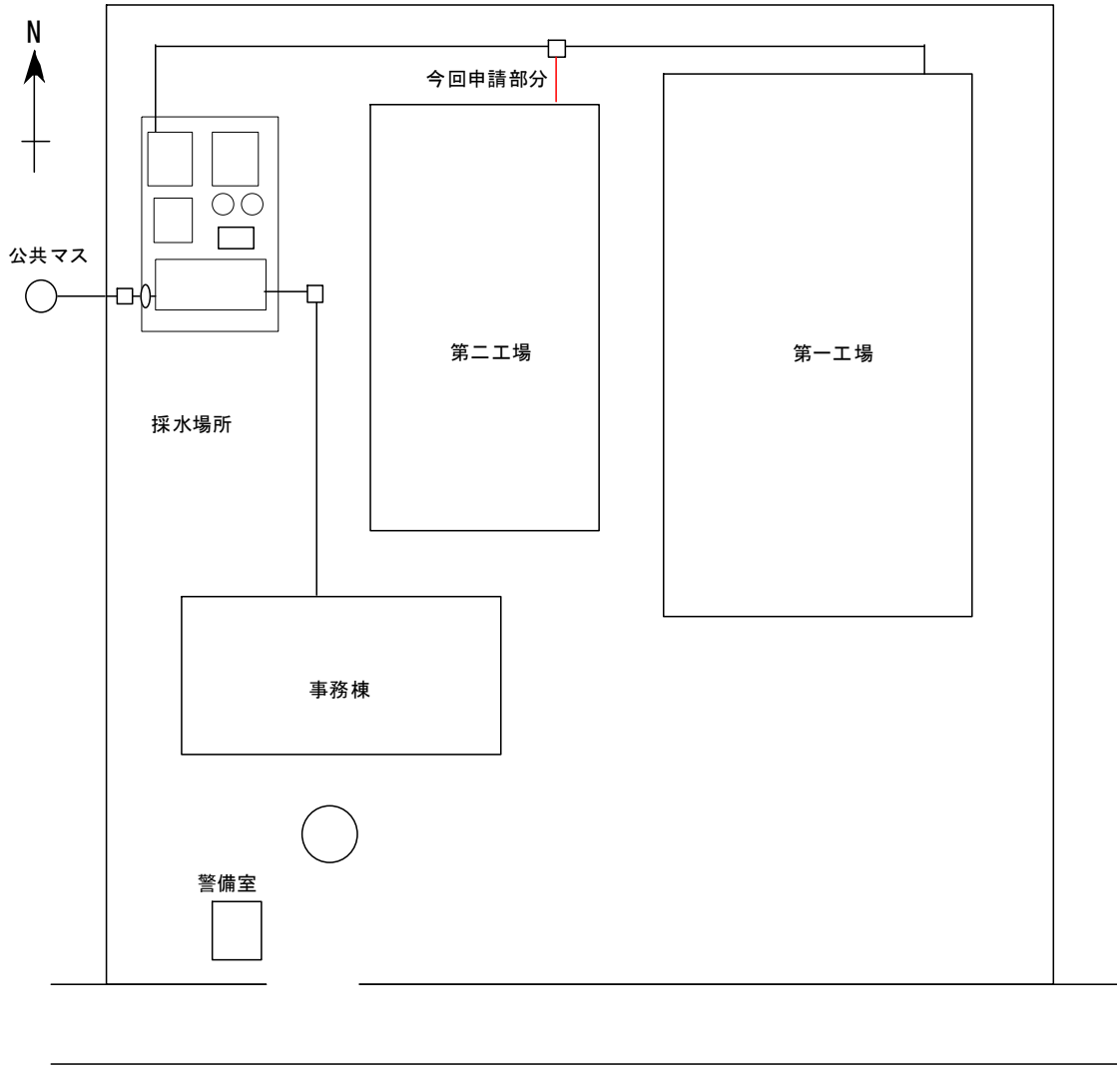
付　近　見　取　図



別図１（必要に応じて１－１以降枝番を付す）

排水設備の設置場所

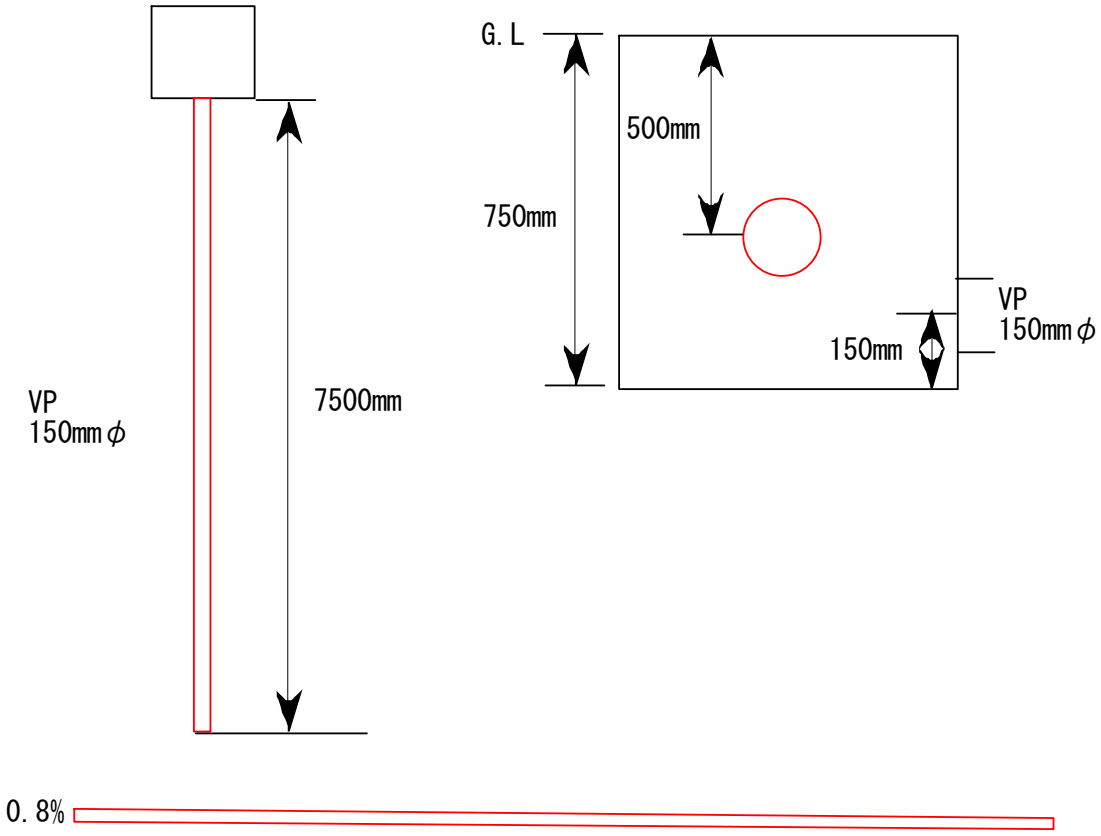
事業所の周辺図に事業所の位置を着色、付近の道路及び建物等を記入する。
事業所の全体配置図に当該設備の設置場所を着色記入する。



別図２（必要に応じて２－１以降枝番を付す）

排水設備等の構造

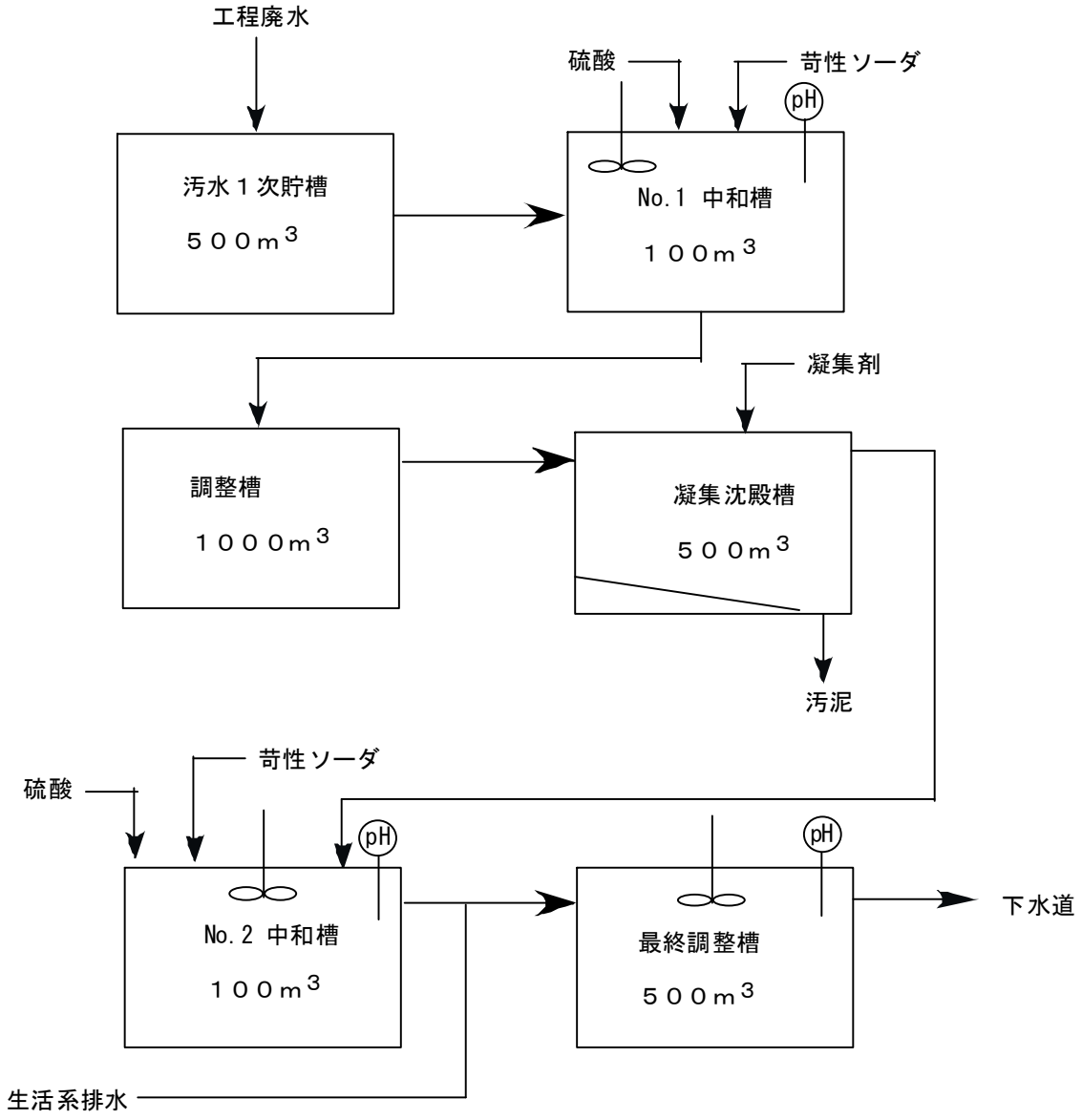
当該施設の平面及び断面図に型式、構造、材質、寸法等を記載する。必要に応じてカタログ等を添付のこと。



別図３（必要に応じて３－１以降枝番を付す）（ 変 更 無 し ）

汚 水 処 理 の 方 法 及 び 系 統

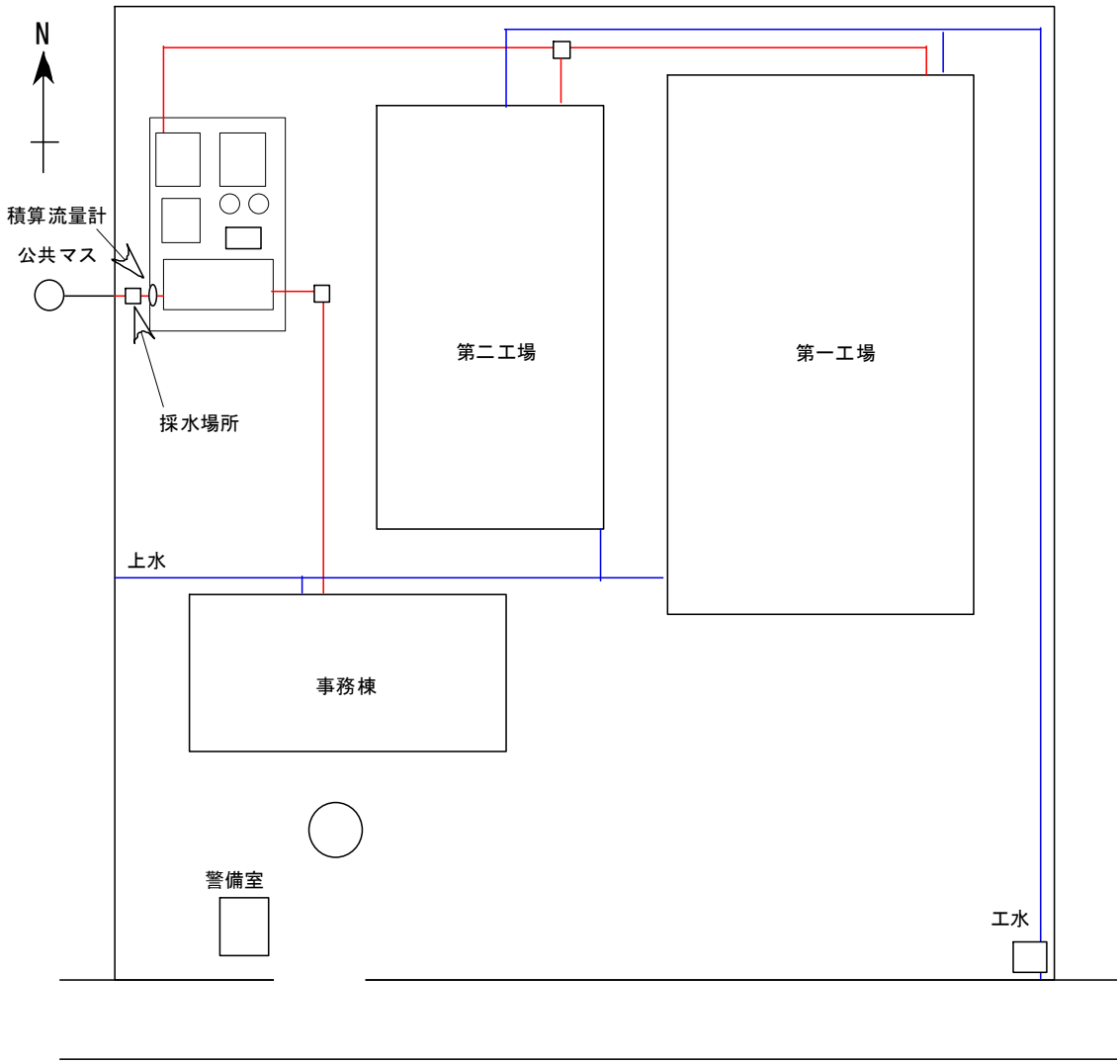
事業所全体の処理フローに、当該届出分を着色記入のこと。用水、原材料の投入、汚水、製品、廃棄物等の排出を矢印で記入すること。



別図４（必要に応じて４－１以降枝番を付す）

排水設備等の全体平面図

事業所全体配置図に、集水系統、排水系統、下水道への接続（計量器及び採水地点）を記入のこと。
ただし、別図１に記載することにより省略することができる。

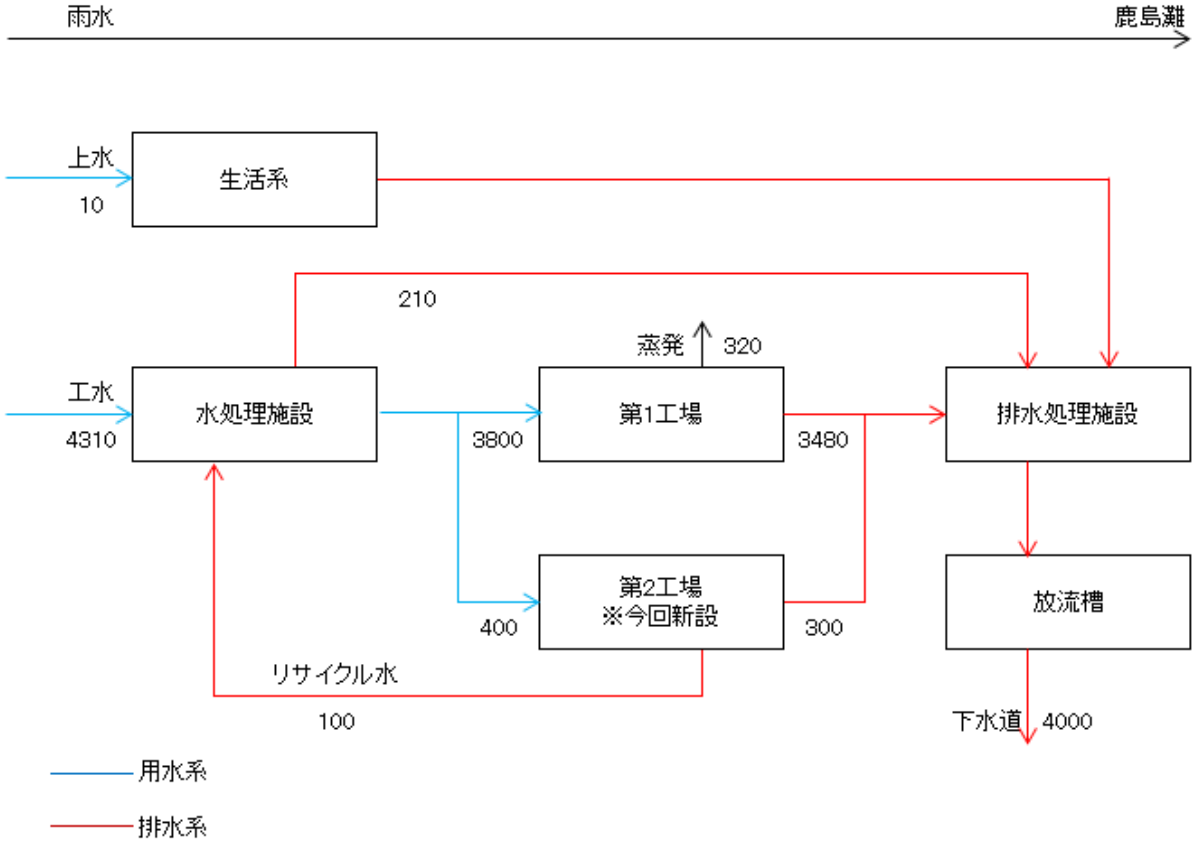


別図５（必要に応じて５－１以降枝番を付す）

用 水 及 び 排 水 の 系 統

用水系、排水系のフローについて、用水系を青線、排水系を赤線で記すとともに、各系統の日あたり水量を示すこと。

単位:m3/日(最大)



水量の入出量が一致するようにする。

下水道使用（開始・休止・廃止・再開）承認申請書記入要領

① 「下水道使用（開始・休止・廃止・再開）承認申請書」は、該当しないものを二重取消線で消去する。

② 「(申込者）住所及び名称（代表者の氏名を含む）又は氏名」は契約者の住所、法人名、代表者名を記入する。ただし、条例に基づく申請の手続を工場長・事業場長等に委任する旨の『委任状』が出ている場合は、委任された者の氏名を記入してもよい。

③ 「工場又は事業所の名称」「工場又は事業所の所在地」は、下水道使用（変更）申込書と同様となる。

④ 「使用承認年月日及び承認番号」は、下水道使用（変更）申込書の承認の日付と番号を記入する。

⑤ 「使用（開始・休止・廃止・再開）年月日」は、①同様に消去し、その日付を記入する。

「１日あたり汚水排出量」「汚水の水質」は、下水道使用（変更）申込書の現年度の値を超えない範囲で記入する。

該当しないものを抹消する

様式第５号（第９条）

下水道使用~~（~~開始~~・休止・廃止・再開）~~承認申請書

※　第　　号

令和８年３月１日

茨城県鹿島下水道事務所長　殿

工場長への委任状が出ている場合の記入例

（申請者）住所及び名称（代表者の氏名を含む。）又は氏名
茨城県神栖市北浜１２０
株式会社　茨城工業　鹿島工場
工場長　深芝　太郎

工場又は事業所の名称	株式会社　茨城工業　鹿島工場	
工場又は事業所の所在地	茨城県神栖市北浜 120	
使用承認年月日及び承認番号	令和７年１０月３１日　下水第　500　号	
使用~~（~~開始~~・休止・廃止・再開）~~年月日	令和８年　４月　１日	
１日あたり汚水排出量	5,000	m³/日
汚水の水質	温度	45　℃
	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	380　mg/L
	水素イオン濃度	5～9
	生物化学的酸素要求量	15　mg/L
	化学的酸素要求量	50　mg/L
	浮遊物質量	5　mg/L
	油脂類含有量	1　mg/L
	銅	<0.2　mg/L
	溶解性鉄	<0.2　mg/L

該当しないものを抹消する。

※　　鹿下第　　号
年　　月

上記の下水道使用~~（~~開始~~・休止・廃止・再開）~~承認申請は、承認します。

茨城県鹿島下水道事務所長

※決裁権者		

当所記入欄

注意　※印欄には、記載しないこと。

第２章

下水道法関係

１　特定施設設置届出書

特定施設を新しく設置する場合は、事前に特定施設設置届出書の提出が必要となります。（下水道法第 12 条の３第１項）

※特定施設とは、製造工程等から人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのある汚水又は廃液を排出する施設で、政令で定めるものをいいます。法に定める特定施設は、水質汚濁防止法第 2 条第 2 項とダイオキシン類対策特別措置法第 12 条第 1 項第 6 号にそれぞれ定められたものが該当します。

法第 12 条の 6 第 1 項により、特定施設設置届出書が受理された日から 60 日経過しなければ工事等に着手できません。

提出書類等

（１）提出時期　　工事着工予定日の 60 日以上前まで

（２）申請書　　特定施設設置届出書（様式第６号）

（３）提出部数　　２部

（４）添付書類　　（別紙１）届出内容の要旨
（別紙２）特定施設届出一覧
（別紙３）特定施設の構造
（別紙４）特定施設の使用方法
（別紙５）汚水の処理方法
（別紙６）公共下水道に排除される下水の量及び水質
（別紙７）用水及び排水の系統及び用途別用水使用量
（別紙８）参考事項
（別図１）特定施設の構造
（別図２）特定施設等の配置
（別図３）特定施設の設置場所
（別図４）特定施設を含む操業の系統
（別図５）汚水処理施設の設置場所
（別図６）汚水処理施設の構造
（別図７）汚水の処理系統
（別図８）汚水の集水及び処理施設までの導水方法
（別図９）汚水を公共下水道に排除する方法
（別図 10）用水及び排水の系統

２　特定施設使用届出書

既設の施設が新たな特定施設に指定された場合、又は公共用水域に排出していた特定事業場が下水道を使用することになった場合は、事前に特定施設使用届出書の提出が必要となります。（下水道法第 12 条の３第２項及び第 12 条の３第３項）

提出書類等

（１）提出時期　　既設の施設が新たな特定施設に指定された場合にあっては、特定施設に指定された日から 30 日以内
公共用水域に排出していた事業所が下水道を使用することになった場合にあっては、使用することとなった日から 30 日以内

（２）申請書　　特定施設使用届出書（様式第７号）

（３）提出部数　　２部

（４）添付書類　　特定施設設置届出書に同じ

３　特定施設の構造等変更届出書

既設の特定施設の構造、使用の方法、特定施設から排出される汚水の処理の方法並びに下水の量及び水質その他国土交通省令で定める事項を変更する場合は、事前に特定施設の構造等変更届書の提出が必要となります。（下水道法第 12 条の４）

※　法第 12 条の６第１項により、特定施設の構造等変更届出書が受理された日から 60 日経過しなければ工事等に着手できません。

※　特定施設の更新を行う場合は、更新施設に係る特定施設設置届出書及び撤去施設に係る特定施設使用廃止届出書の提出が必要です。

提出書類等

（１）提出時期　　変更しようとする日の 60 日以上前まで

（２）申請書　　特定施設設の構造等変更届出書（様式第８号）

（３）提出部数　　２部

（４）添付書類　　特定施設設置届出書に同じ

４　氏名変更等届出書

特定事業場の申請者住所、氏名又は名称を変更する場合、工場又は事業場の名称又は所在地表記が変更となる場合は、変更後に氏名変更等届出書を提出してください。（下水道法第 12 条の７）　※　特定施設を有する工場・事業場を特定事業場といいます。

提出書類等

（１）提出時期　　変更の日から 30 日以内
（２）申請書　　氏名変更等届出書（様式第 10 号）
（３）提出部数　　２部
（４）添付書類　　委任状（手続きを委任する場合）

５　特定施設使用廃止届出書

特定施設の使用を廃止した場合は、廃止後に特定施設使用廃止届出書を提出してください。（下水道法第 12 条の７）

提出書類等

（１）提出時期　　廃止の日から 30 日以内
（２）申請書　　特定施設使用廃止届出書（様式第 11 号）
（３）提出部数　　２部
（４）添付書類　　使用を廃止したことが分かる資料

６　承継届出書

特定施設を譲り受け又は借り受けた場合は、承継後に承継届出書を提出して下さい（下水道法第 12 条の８）

提出書類等

（１）提出時期　　承継の日から 30 日以内
（２）申請書　　承継届出書（様式第 12 号）
（３）提出部数　　２部
（４）添付書類　　①委任状（手続きを委任する場合）
②承継の事実を証する書面（合併契約書、分割計画書分割契約書の写し等及び履歴事項全部証明書の写し）

様式第６（下水道法施行規則第８条関係）

特 定 施 設 設 置 届 出 書

年　　月　　日

茨城県鹿島下水道事務所長殿

申請者
住所　　電話番号
氏名又は名称及び法人にあ
ってはその代表者の氏名

下水道法第 12 条の３第１項（下水道法第 25 条の 30 第１項において準用する同法第 12 条の３第１項）の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年　月　日
特定施設の種類		※施設番号	
△特定施設の構造	別紙のとおり。	※審査結果	
△特定施設の使用の方法	別紙のとおり。	※備考	
△汚水の処理の方法	別紙のとおり。		
△下水の量及び水質	別紙のとおり。		
△用水及び排水の系統	別紙のとおり。		

備考

１　△印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。

２　※印の欄には、記載しないこと。

３　届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第７（下水道法施行規則第９条関係）

特 定 施 設 使 用 届 出 書

年　　月　　日

茨城県鹿島下水道事務所長殿

申請者
住所　　電話番号
氏名又は名称及び法人にあ
ってはその代表者の氏名

{ 下水道法第 12 条の３第２項（下水道法第２５条の 30 第１項において準用する同法第 12 条の３第２項）
下水道法第 12 条の３第３項（下水道法第２５条の 30 第１項において準用する同法第 12 条の３第３項） }
の規定により、特定施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年　月　日
特定施設の種類		※施設番号	
△特定施設の構造	別紙のとおり。	※審査結果	
△特定施設の使用の方法	別紙のとおり。	※備考	
△汚水の処理の方法	別紙のとおり。		
△下水の量及び水質	別紙のとおり。		
△用水及び排水の系統	別紙のとおり。		

備考
１　△印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
２　※印の欄には、記載しないこと。
３　届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第８（下水道法施行規則第 10 条関係）

特 定 施 設 の 構 造 等 変 更 届 出 書

年　　月　　日

茨城県鹿島下水道事務所長殿

申請者
住所　　電話番号
氏名又は名称及び法人にあ
ってはその代表者の氏名

下水道法第 12 条の４（下水道法第 25 条の 30 第１項において準用する同法第 12 条の４）の規定により、特定施設の構造等の変更について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年　月　日
特定施設の種類		※施設番号	
△特定施設の構造（特定施設の使用の方法、汚水の処理の方法、下水の量及び水質、用水及び排水の系統）	別紙のとおり。	※審査結果	
		※備考	

備考

１　△印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。

２　※印の欄には、記載しないこと。

３　変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照されるものとすること。

４　届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第 10（下水道法施行規則第 12 条関係）

氏 名 変 更 届 出 書

年　　月　　日

茨城県鹿島下水道事務所長殿

申請者
住所　　電話番号
氏名又は名称及び法人にあ
ってはその代表者の氏名

氏名（名称、住所、所在地）に変更があったので、下水道法第 12 条の 7（下水道法第 25 条の 30 第１項において準用する同法第 12 条の 7）の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の内容	変 更 前		※ 整 理 番 号	
	変 更 後		※受理年月日	年　月　日
変 更 年 月 日		年　月　日	※ 施 設 番 号	
変 更 の 理 由			※ 備　　考	

備考
１　※印の欄には、記載しないこと。
２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第 11（下水道法施行規則第 12 条関係）

特 定 施 設 使 用 廃 止 届 出 書

年　　月　　日

茨城県鹿島下水道事務所長殿

申請者
住所　　電話番号
氏名又は名称及び法人にあ
ってはその代表者の氏名

特定施設の使用を廃止したので、下水道法第 12 条の 7（下水道法第 25 条の 30 第 1 項において準用する同法第 12 条の 7）の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年　　月　　日
特定施設の種類		※施設番号	
特定施設の設置場所		※　備　　考	
使用廃止年月日	年　　月　　日		
使用廃止の理由			

備考
1　※印の欄には、記載しないこと。
2　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第 12（下水道法施行規則第 13 条関係）

承 継 届 出 書

年　　月　　日

茨城県鹿島下水道事務所長　殿

申請者
住所　　電話番号
氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名

特定施設に係る届出者の地位を承継したので、下水道法第 12 条の８第３項（下水道法第 25 条の 30 第１項において準用する同法第 12 条の８第３項）の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称			※整 理 番 号	
工場又は事業場の所在地			※受理年月日	年　　月　　日
特 定 施 設 の 種 類			※施 設 番 号	
特定施設の設置場所			※備　　考	
承 継 の 年 月 日		年　　月　　日		
被承継者	氏名又は名称			
	住　　所			
承 継 の 原 因				

備考
１　※印の欄には、記載しないこと。
２　用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

（別紙１）

届 出 内 容 の 要 旨

※　施設の概要（設置の経緯、使用方法等）および排水の水量及び水質について箇条書きにより記載のこと。

（別紙２）

特 定 施 設 届 出 一 覧

特定施設番号及び名称※	工場又は事業場における分類記号番号	施設名称（機器の型式）	基数	設置年月日	構造変更等最終年月日

※には水質汚濁防止法施行令別表第一及びダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第二に掲げる番号及び施設の名称を記入のこと。

注：従来届出済みの施設も含め、全ての施設を記載すること。

（別紙３）

１．特定施設の構造

イ．型式、構造、主要寸法、能力並びに主要装置の配置

特定施設番号及び名称※			
工場又は事業場における分類番号			
機器の名称			
型　式			
構　造	別図１（１－１）参照	別図１（１－２）参照	別図１（１－３）参照
主要寸法 (W×D×H)			
能　力			
基　数			
配　置	別図２（２－１）参照	別図２（２－２）参照	別図２（２－３）参照
備　考			

※には水質汚濁防止法施行令別表第一及びダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第二に掲げる番号及び施設の名称を記入のこと。

ロ．工事の着手、完成及び使用開始年月日

設置年月日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
工事着手予定年月日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
工事完了予定年月日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
使用開始予定年月日	年　月　日	年　月　日	年　月　日

設置届出の場合は工事着手、工事完了及び使用開始予定年月日欄、使用開始届出の場合は設置年月日欄。変更届出の場合は全ての欄に記入すること。

ハ．その他特定施設の構造について参考となるべき事項

（別紙４）

２．特定施設の使用方法

イ．特定施設の設置場所

別図３参照（住所）　　番地

ロ．特定施設を含む操業の系統

別図４参照

ハ．特定施設の使用時間間隔、１日あたりの使用時間及び季節変動

特定施設番号及び名称			
工場又は事業場における分類番号			
機器の名称			
使用時間間隔			
１日あたりの使用時間	時間／日	時間／日	時間／日
季節変動			

季節変動がある場合はその概要を記載すること。

ニ．特定施設を含む作業工程において使用する原材料（消耗資材を含む）等

特定施設番号及び名称						
工場又は事業場における分類番号						
機器の名称						
使用原材料の種類						
使用方法						
１日あたりの使用量						
有害物質	使用	不使用	使用	不使用	使用	不使用

有害物質を使用の時は「使用原材料の種類」の欄に記入し、○印を付すこと。
有害物質とは水質汚濁防止法施行令第二条に掲げる物質とする。

ホ．特定施設から排出される汚水の水質及び量

特定施設番号及び名称					
工場又は事業場における分類番号					
機器の名称					
排水量		平均	m^3／日	m^3／日	m^3／日
		最大	m^3／日	m^3／日	m^3／日
水質	温度		℃	℃	℃
	ｐＨ				
	ＢＯＤ	通常	ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ
		最大	ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ
	ＣＯＤ	通常	ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ
		最大	ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ
	ＳＳ	通常	ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ
		最大	ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ
	油脂含有量	通常	ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ
		最大	ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ
	ｱﾝﾓﾆｱ性窒素等含有量	最大	ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ
		最大	ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ
		最大	ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ
		最大	ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ
		最大	ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ
		最大	ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ
		最大	ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ
		最大	ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ
		最大	ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ
		最大	ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ
		最大	ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ
		最大	ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ
		最大	ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ
		最大	ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ
		最大	ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ
		最大	ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ

該当項目のみ記入。

※アンモニア性窒素等とは、アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素を指す。

へ．その他特定施設の使用の方法について参考となるべき事項

（別紙５）

３．汚水の処理方法

イ．汚水の処理施設の設置場所

別図５参照

ロ．汚水の処理施設に係る工事の着手、完成及び使用開始（予定）年月日

着　工	年	月	日
完　成	年	月	日
使用開始	年	月	日

ハ．汚水の処理施設の種類等

処理施設の名称	
工場又は事業場における分類番号	
種　類	
型　式	
主要寸法（W×D×H）	
構　造	別図６参照
能力	m^3／日
処理の方式	

能力は、１日あたりの最大処理量を記入すること。

ニ．汚水の処理の系統

別図７参照

ホ．汚水の集水および処理施設までの導水方法

別図８参照

ヘ．汚水の処理施設の使用時間間隔、１日あたりの使用時間及び季節変動

処理施設の名称	
工場又は事業場における分類番号	
使用時間間隔	
１日あたりの使用時間	時間／日
季節変動	

季節変動がある場合はその概要を記載すること。

ト．汚水の処理施設で中和、凝集、酸化その他の反応の用に供する消耗資材等

処理施設の名称	
工場又は事業場における分類番号	

消耗資材名	用途名	１日あたりの使用量

消耗資材については使用物の濃度、等級、製品名などを明記すること。

チ．汚水処理施設使用時における処理前及び処理後の水質及び汚水の量

処理施設の名称				
通常汚水量				
最大汚水量				
			処理前	処理後
水質	温　度	通常範囲	～　　℃	～　　℃
		最大範囲	～　　℃	～　　℃
	ｐＨ	通常範囲	～	～
		最大範囲	～	～
	ＢＯＤ	通常	ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ
		最大	ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ
	ＣＯＤ	通常	ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ
		最大	ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ
	ＳＳ	通常	ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ
		最大	ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ
	油脂含有量	通常	ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ
		最大	ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ
	ｱﾝﾓﾆｱ性窒素等含有量	最大	ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ
		最大	ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ
		最大	ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ
		最大	ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ
		最大	ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ
		最大	ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ
		最大	ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ
		最大	ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ
		最大	ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ
		最大	ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ
		最大	ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ
		最大	ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ
		最大	ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ
		最大	ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ
		最大	ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ
		最大	ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ
		最大	ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ
		最大	ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ

該当項目のみ記入。

※アンモニア性窒素等とは、アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素を指す。

リ．汚水の処理によって生ずる残さの種類、生成量及び処理方法

処理施設の名称			
残さの種類	日あたり生成量	処理方法の概要	備　考

備考欄に工場内処理、産業廃棄物業者委託等と記入のうえ、必要に応じて委託契約書、許可証、マニフェスト等の写しを添付のこと。

ヌ．汚水を公共下水道に排除する方法

別図９参照

ル．その他汚水の処理の方法について参考となるべき事項

（別紙６）

４．公共下水道に排除される下水の量及び水質

イ．排出口における下水の量及び水質

水　質		通　常	最　大
排水量		m^3／日	m^3／日
水質	温　度	～　　℃	～　　℃
	ｐＨ	～	～
	ＢＯＤ	ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ
	ＣＯＤ	ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ
	Ｓ　Ｓ	ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ
	油脂含有量	ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ
	アンモニア性窒素等含有量	ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ
		ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ
		ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ
		ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ
		ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ
		ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ
		ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ
		ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ
		ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ
		ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ
		ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ
		ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ
		ｍｇ／Ｌ	ｍｇ／Ｌ

該当項目のみ記入。排水量とは公共下水道に排出される水の全量をいう。
※アンモニア性窒素等とは、アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素を指す。

ロ．公共下水道に排除される下水の量及び水質について参考になるべき事項

（別紙７）

５．用水及び排水の系統並びに用途別用水使用量

イ．用水及び排水の系統

別図１０参照

ロ．用途別用水使用量

用　途	使用水	当該特定施設設置前	当該特定施設設置後
		m^3／日	m^3／日
		m^3／日	m^3／日
		m^3／日	m^3／日
		m^3／日	m^3／日
		m^3／日	m^3／日
		m^3／日	m^3／日
		m^3／日	m^3／日
		m^3／日	m^3／日
		m^3／日	m^3／日

（別紙８）

参考事項

資本額	円	従業員数	全体　人 当該工場　人
主要製品		電話番号	
用途地域		操業時間	時～　時
１時間あたりの最大排水量	m^3/h	左記の排水量となる時間帯	～
付近見取図	ア．下記のとおり イ．別添のとおり	敷地面積	m^3
		建物面積	m^3
担当部課長		担当者	

緊急時等の下水道事務所への連絡体制

付近見取図

別図１（必要に応じて１－１以降枝番を付す）

特 定 施 設 の 構 造

平面及び断面図に型式、構造、材質、寸法等を記載する。必要に応じてカタログ等を添付のこと。

別図２（必要に応じて２－１以降枝番を付す）

特定施設等の配置

当該特定施設及びこれに関連する主要機器又は主要装置の配置を記載すること。

別図３（必要に応じて３－１以降枝番を付す）

特定施設の設置場所

事業所の周辺図に事業所の位置を着色、付近の道路及び建物等を記入する。
事業所の全体配置図に当該設備の設置場所をを着色記入する。

別図４（必要に応じて４－１以降枝番を付す）

特定施設を含む操業の系統

当該特定施設を含む製造等のフローに当該届出分を着色記入のこと。用水系を青線で、排水系を赤線で記入のこと。

別図５（必要に応じて５－１以降枝番を付す）

汚水処理施設の設置場所

事業所全体配置図に、当該施設の設置場所を着色記入する。

別図６（必要に応じて６－１以降枝番を付す）

汚水処理施設の構造

平面及び断面図に型式、構造、材質、寸法等を記載する。必要に応じてカタログ等を添付する。

別図７（必要に応じて７－１以降枝番を付す）

汚水の処理の系統

事業所全体の処理フローに、当該届出分を着色記入のこと。用水、原材料の投入、汚水、製品、廃棄物等の排出を矢印で記入すること。

別図８（必要に応じて８－１以降枝番を付す）

汚水の集水及び処理施設までの導水方法

事業所全体配置図に、排水系統を赤線で記入のこと。

別図９（必要に応じて９－１以降枝番を付す）

汚水を公共下水道に排除する方法

排水口の位置、数及び排出先を含めて記入すること。

別図１０（必要に応じて１０－１以降枝番を付す）

用水及び排水の系統

用水系を青線、排水系を赤線で記すとともに、各系統の日あたり水量を示すこと。

○水質汚濁防止法に規定された特定施設の種類（水質汚濁防止法第２条第２項、同法施行令第１条、別表第１）

番号	特定施設の名称
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　選鉱施設 ロ　選炭施設 ハ　坑水中和沈でん施設 ニ　掘削用の泥水分離施設
1の2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　豚房施設（豚房の総面積が 50 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ロ　牛房施設（牛房の総面積が 200 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ハ　馬房施設（馬房の総面積が 500 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
2	畜産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　原料処理施設 ロ　洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ　湯煮施設
3	水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　水産動物原料処理施設 ロ　洗浄施設 ハ　脱水施設 ニ　ろ過施設 ホ　湯煮施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　原料処理施設 ロ　洗浄施設 ハ　圧搾施設 ニ　湯煮施設
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　原料処理施設 ロ　洗浄施設 ハ　湯煮施設 ニ　濃縮施設 ホ　精製施設 ヘ　ろ過施設

番号	特定施設の名称
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設
7	砂糖製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　原料処理施設 ロ　洗浄施設（流送施設を含む。） ハ　ろ過施設 ニ　分離施設 ホ　精製施設
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
10	飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　原料処理施設 ロ　洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ　搾汁施設 ニ　ろ過施設 ホ　湯煮施設 ヘ　蒸留施設
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　原料処理施設 ロ　洗浄施設 ハ　圧搾施設 ニ　真空濃縮施設 ホ　水洗式脱臭施設
12	動植物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　原料処理施設 ロ　洗浄施設 ハ　圧搾施設 ニ　分離施設
13	イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　原料処理施設 ロ　洗浄施設 ハ　分離施設
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　原料浸せき施設 ロ　洗浄施設（流送施設を含む。）

番号	特定施設の名称
	ハ　分離施設 ニ　渋だめ及びこれに類する施設
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　原料処理施設 ロ　ろ過施設 ハ　精製施設
16	麺類製造業の用に供する湯煮施設
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
18の2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　原料処理施設 ロ　湯煮施設 ハ　洗浄施設
18の3	たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　水洗式脱臭施設 ロ　洗浄施設
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　まゆ湯煮施設 ロ　副蚕処理施設 ハ　原料浸せき施設 ニ　精練機及び精練そう ホ　シルケット機 ヘ　漂白機及び漂白そう ト　染色施設 チ　薬液浸透施設 リ　のり抜き施設
20	洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　洗毛施設 ロ　洗化炭施設
21	化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　湿式紡糸施設 ロ　リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 ハ　原料回収施設
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー
21の3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設
21の4	パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの

番号	特定施設の名称
	イ　湿式バーカー ロ　接着機洗浄施設
22	木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　湿式バーカー ロ　薬液浸透施設
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　原料浸せき施設 ロ　湿式バーカー ハ　砕木機 ニ　蒸解施設 ホ　蒸解廃液濃縮施設 ヘ　チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 ト　漂白施設 チ　抄紙施設（抄造施設を含む。） リ　セロハン製膜施設 ヌ　湿式繊維板成型施設 ル　廃ガス洗浄施設
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　自動式フィルム現像洗浄施設 ロ　自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
24	化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　ろ過施設 ロ　分離施設 ハ　水洗式破砕施設 ニ　廃ガス洗浄施設 ホ　湿式集じん施設
25	水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　塩水精製施設 ロ　電解施設
26	無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　洗浄施設 ロ　ろ過施設 ハ　カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ニ　群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ　廃ガス洗浄施設
27	前 2 号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　ろ過施設 ロ　遠心分離機

番号	特定施設の名称
	ハ　硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ニ　活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 ホ　無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 ヘ　青酸製造施設のうち、反応施設 ト　よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 チ　海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 リ　バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 ヌ　廃ガス洗浄施設 ル　湿式集じん施設
28	カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　湿式アセチレンガス発生施設 ロ　酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設 ハ　ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設 ニ　アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設 ホ　塩化ビニルモノマー洗浄施設 ヘ　クロロプレンモノマー洗浄施設
29	コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　ベンゼン類硫酸洗浄施設 ロ　静置分離器 ハ　タール酸ソーダ硫酸分解施設
30	発酵工業（第 5 号、第 10 号及び第 13 号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　原料処理施設 ロ　蒸留施設 ハ　遠心分離機 ニ　ろ過施設
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設 ロ　ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ハ　フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの

番号	特定施設の名称
	イ　ろ過施設 ロ　顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ハ　遠心分離機 ニ　廃ガス洗浄施設
33	合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　縮合反応施設 ロ　水洗施設 ハ　遠心分離機 ニ　静置分離器 ホ　弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設 ヘ　ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設 ト　中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 チ　ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 リ　廃ガス洗浄施設 ヌ　湿式集じん施設
34	合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　ろ過施設 ロ　脱水施設 ハ　水洗施設 ニ　ラテックス濃縮施設 ホ　スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　蒸留施設 ロ　分離施設 ハ　廃ガス洗浄施設
36	合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　廃酸分離施設 ロ　廃ガス洗浄施設 ハ　湿式集じん施設
37	前 6 号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第 51 号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　洗浄施設 ロ　分離施設

番号	特定施設の名称
	ハ　ろ過施設 ニ　アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設 ホ　アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設 ヘ　アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ト　イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設 チ　エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設 リ　2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設 ヌ　シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ル　トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 ヲ　ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設 ワ　プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器 カ　メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 ヨ　メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 タ　廃ガス洗浄施設
38	石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　原料精製施設 ロ　塩析施設
38の2	界面活性剤製造業の用に供する反応施設（1、4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。）
39	硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　脱酸施設 ロ　脱臭施設
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設
41	香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　洗浄施設 ロ　抽出施設
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　原料処理施設 ロ　石灰づけ施設 ハ　洗浄施設
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　原料処理施設 ロ　脱水施設
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設
46	第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　水洗施設 ロ　ろ過施設 ハ　ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ　廃ガス洗浄施設
47	医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　動物原料処理施設 ロ　ろ過施設 ハ　分離施設 ニ　混合施設（水質汚濁防止法施行令第2条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。）（→　3ページ） ホ　廃ガス洗浄施設
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設
49	農薬製造業の用に供する混合施設
50	水質汚濁防止法施行令第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
51	石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　脱塩施設 ロ　原油常圧蒸留施設 ハ　脱硫施設 ニ　揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ　潤滑油洗浄施設
51の2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設
51の3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄

番号	特定施設の名称
	施設
52	皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　洗浄施設 ロ　石灰づけ施設 ハ　タンニンづけ施設 ニ　クロム浴施設 ホ　染色施設
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　研磨洗浄施設 ロ　廃ガス洗浄施設
54	セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　抄造施設 ロ　成型機 ハ　水養生施設（蒸気養生施設を含む。）
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
58	窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　水洗式破砕施設 ロ　水洗式分別施設 ハ　酸処理施設 ニ　脱水施設
59	砕石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　水洗式破砕施設 ロ　水洗式分別施設
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
61	鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　タール及びガス液分離施設 ロ　ガス冷却洗浄施設 ハ　圧延施設 ニ　焼入れ施設 ホ　湿式集じん施設
62	非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　還元そう ロ　電解施設（溶融塩電解施設を除く。） ハ　焼入れ施設 ニ　水銀精製施設 ホ　廃ガス洗浄施設 ヘ　湿式集じん施設

番号	特定施設の名称
63	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　焼入れ施設 ロ　電解式洗浄施設 ハ　カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ　水銀精製施設 ホ　廃ガス洗浄施設
63の2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設
63の3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　タール及びガス液分離施設 ロ　ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）
64の2	水道施設（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第6項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第21条第1項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの（これらの浄水能力が1日当たり1万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。） イ　沈でん施設 ロ　ろ過施設
65	酸又はアルカリによる表面処理施設
66	電気めっき施設
66の2	エチレンオキサイド又は1、4-ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）
66の3（※）	旅館業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定するもの（下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　ちゅう房施設 ロ　洗濯施設 ハ　入浴施設
66の4	共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第5条の2に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（総床面積が360平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）

番号	特定施設の名称
66の6	飲食店（次号及び第66号の8に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が420平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
66の7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が630平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
66の8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積が1,500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
67	洗濯業の用に供する洗浄施設
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
68の2	病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が300以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの イ　ちゅう房施設 ロ　洗浄施設 ハ　入浴施設
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
69の2	中央卸売市場（卸売市場法（昭和46年法律第35号）第2条第3項に規定するものをいう。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限る。） イ　卸売場 ロ　仲卸売場
69の3	地方卸売市場（卸売市場法第2条第4項に規定するもの（卸売市場法施行令（昭和46年政令第221号）第2条第2号に規定するものを除く。）をいう。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限り、これらの総面積が1,000平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） イ　卸売場 ロ　仲卸売場
70	廃油処理施設（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第3条第14号に規定するものをいう。）
70の2	自動車分解整備事業（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第77条に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が800平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）
71	自動式車両洗浄施設
71の2	科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　洗浄施設 ロ　焼入れ施設
71の3	一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定するものをいう。）である焼却施設

環境省令で定めるもの
（水質汚濁防止法施行規則第1条の2に掲げる事業場）

番号	科学技術に関する研究等を行う事業場
1	国又は地方公共団体の試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。）
2	大学及びその附属試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。）
3	学術研究（人文科学のみに係るものを除く。）又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所（前2号に該当するものを除く。）
4	農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設
5	保健所
6	検疫所
7	動物検疫所
8	植物防疫所
9	家畜保健衛生所
10	検査業に属する事業場
11	商品検査業に属する事業場
12	臨床検査業に属する事業場
13	犯罪鑑識施設

番号	特定施設の名称
71の4	産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの イ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第14条第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの ロ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。）
71の6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）
72	し尿処理施設（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。）
73	下水道終末処理施設
74	特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前2号に掲げるものを除く。）

※　66の3については、温泉法第2条第1項に規定する温泉を利用するものを除き排除基準等の規制はありません（法施行令第9条の2）。

・　表記は原文のまま（カーバイト等）。ただし拗音（ゃゅょ）、促音（っ）等は現代仮名遣いに、数字はアラビア数字に置換した。

・　物質名の表記はアラビア数字と「､」「-」に置換した（2-エチルヘキシルアルコール等）。

○ダイオキシン類対策特別措置法に規定された特定施設の種類（ダイオキシン類対策特別措置法第２条第２項、同法施行令第１条、別表第2）

番号	特定施設の名称
1	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
5	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設
7	カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ　硫酸濃縮施設 ロ　シクロヘキサン分離施設 ハ　廃ガス洗浄施設
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ　水洗施設 ロ　廃ガス洗浄施設
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ　ろ過施設 ロ　乾燥施設 ハ　廃ガス洗浄施設
10	2、3-ジクロロ-1、4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ　ろ過施設 ロ　廃ガス洗浄施設
11	8、18-ジクロロ-5、15-ジエチル-5、15-ジヒドロジインドロ[3、2-b:3'、2'-m]トリフェノジオキサジン(別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。)の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ　ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ　ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ　ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ　熱風乾燥施設
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ　廃ガス洗浄施設 ロ　湿式集じん施設
13	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ　精製施設 ロ　廃ガス洗浄施設 ハ　湿式集じん施設
14	担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ　ろ過施設 ロ　精製施設 ハ　廃ガス洗浄施設
15	別表第１第５号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの イ　廃ガス洗浄施設 ロ　湿式集じん施設 別表第１第５号：廃棄物焼却炉であって、火床面積（廃棄物の焼却施設に２以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの火床面積の合計）が0.5平方メートル以上又は焼却能力（廃棄物の焼却施設に２以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの焼却能力の合計）が１時間当たり50キログラム以上のもの
16	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第７条第12号の２及び第13号に掲げる施設
17	フロン類（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成６年政令第308号）別表１の項、３の項及び６の項に掲げる特定物質をいう。）の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ　プラズマ反応施設 ロ　廃ガス洗浄施設 ハ　湿式集じん施設
18	下水道終末処理施設（第１号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。）
19	第１号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水（第１号から第17号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むものに限り、公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前号に掲げるものを除く。）

・表記は原文のまま。ただし数字はアラビア数字に置換した。

・物質名を表す表記はアラビア数字と「、」「-」に置換した（2、3-ジクロロ-1、4-ナフトキノン等）。

特定施設設置届出書記入要領

（特定施設使用届出書・特定施設の構造等変更届出書）

【様式第６、７、８】

① 日付は届出年月日を記入する。「工事着手予定年月日」の 60 日前までに届出のこと。60 日以内に工事着手したい場合は『期間短縮願書』の提出を要する。
なお、使用届出については、既存施設が特定施設となった日または特定事業場が新規に継続して下水道を使用することとなった日から 30 日以内の提出を要する。

② 「申請者」には使用に関する契約書の契約者の住所、法人名、代表者名を記入する。ただし、法に基づく申請の手続を工場長・事業場長等に委任する旨の『委任状』が出ている場合は、委任された者の氏名を記入してもよい。

③ 「工場又は事業場の名称」には、特定施設を設置・変更・使用等する工場・事業場の名称を記入する。

④ 「工場又は事業場の所在地」には、その工場・事業場の所在地を記入する。

⑤ 「特定施設の種類」には、水質汚濁防止法施行令別表第 1 またはダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第 2 の分類番号及び名称を記入する。
複数の特定施設を同時に届け出る場合は、すべて記入する。

【別紙１】 **届出内容の要旨**

届出内容の要旨を記入する。

- 新規事業は、工場・事業場全体の製造の概要（原料、製品、製造方法、副生成品、廃棄物、廃棄方法等）を記載する。
- 増設等の場合、当該申請部分に係る製造の概要、排水の水質・水量及びその全体の変化を記載する。
- 水質汚濁防止法施行令第 2 条に掲げる物質を含む薬品等を使用する場合は薬品名を記載する。

【別紙２】 **特定施設届出一覧**

これまで届け出た特定施設に関し、すべて記入する。

- 「特定施設番号及び名称」には、上記⑤で記入した分類番号及び名称を記入する。
ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第 2 による場合は、その旨明記する。
- 「構造変更等最終年月日」にはその施設に関する最終の構造変更、使用廃止の日付を記入する。

【別紙３】 **１．特定施設の構造**

イ．型式、構造、主要寸法、能力並びに主要装置の配置

- 同一機種でも型式、構造、寸法、能力等の異なるものは、欄を変えて記入する。
- 別図１に特定施設の構造図、別図２に特定施設の配置図を記載する。
- 能力は原則として日あたりの当該施設における製品生産量、または汚水の排出量の最大値を記入する。
- 備考欄には、構造変更等の内容を記入する。

ロ．工事の着手、完成及び使用開始年月日

ハ．その他特定施設の構造について参考となるべき事項

【別紙４】　２．特定施設の使用方法

イ．特定施設の設置場所

・　事業場の所在地を記載し、設置した場所がわかる事業場内の見取り図（別図３）等を添付する。

ロ．特定施設を含む操業の系統

・　当該施設が操業の中でどの位置に入るのか、わかるフロー図（別図４）等を添付する。

ハ．特定施設の使用時間間隔、１日あたりの使用時間及び季節変動

・　使用時間帯及び連続使用の有無、断続使用の場合は間隔を記入する。必要に応じて使用方法を記載した資料を添付する。

ニ．特定施設を含む作業工程において使用する原材料（消耗資材を含む）等

・　「使用原材料の種類」は当該施設に投入する原料、薬品等の濃度、等級、製品名等を記載する。必要に応じて MSDS 等の資料を添付し、水質汚濁防止法施行令第 2 条に掲げる物質を含む薬品等を使用する場合は原材料名を明記し、○印を付ける。「有害物質」欄の「使用」「不使用」は一方を二重取消線で消去する。

・　「使用方法」は脱脂、中和、亜鉛メッキ等できるだけ具体的に記載する。複数にわたる場合は、それぞれについて記載する。

ホ．特定施設から排出される汚水の水質及び量

・　当該施設ごとに排出される汚水や廃液の水量・水質を記入し、下水道に放流せず産業廃棄物として処理する場合も記入する。また、1 つの施設から種類の異なる廃液（濃厚液／洗浄液等）を混合せずに排出する場合は、それぞれについて記入する。

・　「排水量」は当該施設ごとの排水量を記入し、合計量の場合はその旨明記する。

・　「水質」は当該施設からの通常及び最大水質について実測し、記入する。ただし、実測できない場合は推定値を記入し、根拠を示す。

・　「水質」の空欄は、法施行令第 9 条の 4 の項目のうち、当該施設の稼働に伴い施設から排出されるおそれのある物質について記入する。また、処理場の維持管理に影響を及ぼすものとして求められた物質（塩化物イオン濃度等）についても記入する。

ヘ．その他特定施設の使用の方法について参考となるべき事項

【別紙５】　３．汚水の処理方法

当該施設からの排水を産廃として出している場合、事業場全体の排水処理以外に追加の処理を行っている場合、排水系統が複数ある場合は、それらの内容をそれぞれ記載する。

イ．汚水の処理施設の設置場所

・　処理施設の設置されている場所がわかる事業場内の見取り図（別図５）等を添付する。

ロ．汚水の処理施設に係る工事の着手、完成及び使用開始（予定）年月日

ハ．汚水の処理施設の種類等

・　「種類」は、固液分離、物理化学処理、生物化学処理等を記入する。

・　「型式」は、メーカー、型式等を記入する。

・　「構造」は、処理施設の模式図（別図６）等を添付する。

・　「能力」は、１日の最大能力を記入する。処理施設設置等の場合は計算根拠を示す。

・　「処理の方式」は、pH 調整、凝集沈殿など具体的な処理方法を記載する。

ニ．汚水の処理の系統

・　事業場全体の汚水処理系統図等に、当該施設を着色記入する。用水、原材料の投入、汚水、製品、

廃棄物等の排出を矢印で記入する。

ホ．汚水の集水及び処理施設までの導水方法

・　事業場全体の用水、排水の導水図に、用水を青線、排水を赤線で記入した見取り図を添付する。

ヘ．汚水の処理施設の使用時間間隔、１日あたりの使用時間及び季節変動

ト．汚水の処理施設で使用する消耗資材等

・　「用途名」は、中和用、凝集用など具体的に記入する。

チ．汚水処理施設使用時における処理前及び処理後の水質及び汚水の量

・　「通常汚水量」「最大汚水量」「水質」は処理施設の水量・水質について実測し、記入する。ただし、実測できない場合は推定値を記入し、根拠を示す。

・　「水質」の空欄は、法施行令第９条の４の項目（排除基準に示す項目）のうち、当該施設の稼働に伴い施設から排出されるおそれのある物質について、記入する。また、処理場の維持管理に影響を及ぼすものとして求められた物質（塩化物イオン濃度等）についても、最大値を記入する。

項目は【別紙５】の内容を踏まえて記入し、原則として承認水量･水質を超えることはできない。

リ．汚水の処理によって生ずる残さの種類、生成量及び処理方法

・　「残さの種類」は～含有汚泥、～系廃液など具体的に記入する。

ヌ．汚水を公共下水道に排除する方法

・　事業場全体の用水、排水の導水図に、用水を青線、排水を赤線で記入した見取り図を添付する。

ル．その他汚水の処理の方法について参考となるべき事項

・　当該処理施設の構造等変更の履歴について、記載する。

【別紙６】　４．公共下水道に排除される下水の量及び水質

工場・事業場全体の排出口における水量及び水質の内容について記載するので、排水設備の届出内容（汚水排出量及び汚水の水質）と同一となる。

イ．排出口における下水の量及び水質

・　項目は別紙５の内容を踏まえるとともに、承認水量・水質及び流入・排除基準を超えることはできない。

ロ．公共下水道に排除される下水の量及び水質について参考になるべき事項

【別紙７】　５．用水及び排水の系統及び用途別用水使用量

工場・事業場全体の排水設備の内容について、記載する。排水設備の届出内容と同一となる。

イ．用水及び排水の系統

・　事業場全体の用水、排水の導水図に、用水を青線、排水を赤線で記入するとともに、各系統の日当たりの水量を示すこと。製品洗浄、冷却、生活用水など具体的に記載する。

ロ．用途別用水使用量

【別紙８】　参考事項

各項目とも必要に応じて別紙に記載し、添付する。

・　操業時間は、生産等の開始時間及び終了時間を記載する。

・　１時間あたりの最大排水量は予想される最大水量を記載し、左記の水量となる時間帯の項目は１時間あたりの最大排水量になることが想定される時間帯を記載する。なお、時間はすべて 24 時間表記で記載するものとする。

・　担当者など記載事項に変更があった場合は、下水道事務所に必ず連絡する。付近見取り図については、以前の特定施設関係の届出と変更がない場合は省略することができる。

【別図について】

別図は、A4 より大きな図面でもよい。また、内容を同一図面に表すこと出来る場合、その旨を記載することで図面を省略することができる。

※ その他、必要に応じて追加資料等の提出を求めることがあります。

様式第六（下水道法施行規則第八条関係）

特 定 施 設 設 置 届 出 書

令和７年１１月　１日

茨城県鹿島下水道事務所長　殿

工場長への委任状が出ている場合の記入例

申請者
住所　茨城県神栖町市北浜 120　電話番号　0299-90-0000
氏名又は名称及び法人にあ　株式会社　茨城工業　鹿島工場
つてはその代表者の氏名　　工場長　深芝　太郎

下水道法第 12 条の 3 第 1 項（下水道法第 25 条の 30 において準用する同法第 12 条の 3 第 1 項）の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

複数の特定施設を設置する場合、すべて記入する

工場又は事業場の名称	株式会社　茨城工業 鹿島工場	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	茨城県神栖市北浜 120	※受理年月日	年　月　日
特定施設の種類	65　酸又はアルカリによる 表面処理施設　２基	※施設番号	
△特定施設の構造	別紙のとおり。	※審査結果	
△特定施設の使用の方法	別紙のとおり。	※備　考	
△汚水の処理の方法	別紙のとおり。		
△下水の量及び水質	別紙のとおり。		
△用水及び排水の系統	別紙のとおり。		

備考

1　△印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。

2　※印の欄には、記載しないこと。

3　届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格Ａ４とすること。

（別紙１）

届 出 内 容 の 要 旨

※ 施設の概要（設置の経緯、使用方法等）および排水の水量及び水質について箇条書きにより記載のこと。

（１） 第２工場の増設に伴い、酸洗浄、アルカリ脱脂設備を設置するもの。同設備は特定施設（65　酸又はアルカリによる表面処理施設）に該当します。

（２） 同設備（XA-02、XB-02）はメッキ工程の前処理において使用する。

（３） なお、当該設備は敷地西側の増設予定地に新規に建設し、既存のマスにおいて既設排水管に接続し、深芝処理場に排出します。

（４） 当該設備の設置に伴い、工程排水が１日あたり 300m^3 増加し、計 4,000 m^3 となる。承認水量は１日あたり 5,000 m^3 です。

（５） 排出される下水は既存の除害施設（中和、凝集沈殿）により処理し、下水へ排出する水質は従来と変化しません。また、使用する又は排出されるおそれのある有害物質は銅及び溶解性鉄等ですが、最大濃度は従来と同じです。

（６） 本届出書により、特定施設（65、酸又はアルカリによる表面処理施設）の設置を届け出ます。

（７） 本届出に付随する排水設備は別に計画書を提出します。

（別紙２）

特 定 施 設 届 出 一 覧

特定施設番号及び名称※	工場又は事業場における分類記号番号	施設名称（機器の型式）	基数	設置年月日	構造変更等最終年月日
66 電気めっき施設	RA-01、02	全自動メッキ装置	2	H7.12.1	H11.10.1 構造変更
65 酸又はアルカリによる表面処理施設	XA-01	酸洗浄槽	1	H7.12.1	ー
65 酸又はアルカリによる表面処理施設	XB-01	アルカリ脱脂槽	1	H7.12.1	ー
66 電気めっき施設	RA-03、04	全自動メッキ装置	2	H14.3.1	ー
65 酸又はアルカリによる表面処理施設	XA-02	酸洗浄槽	1	R7.11.1	今回設置
65 酸又はアルカリによる表面処理施設	XB-02	アルカリ脱脂槽	1	R7.11.1	今回設置

※には水質汚濁防止法施行令別表第一及びダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第二に掲げる番号及び施設の名称を記入のこと。

注：従来届出済みの施設も含め、全ての施設を記載すること。

（別紙３）

１．特定施設の構造

イ．型式、構造、主要寸法、能力並びに主要装置の配置

特定施設番号及び名称※	65 酸又はアルカリによる表面処理施設	65 酸又はアルカリによる表面処理施設	
工場又は事業場における分類番号	XA-02	XB-02	
機器の名称	酸洗浄槽	アルカリ脱脂槽	
型　　式	連続コンベア式	連続コンベア式	
構　　造	別図１（１－１）参照	別図１（１－２）参照	別図１（１－３）参照
主要寸法（W×D×H）	10,000×2、200×1,200	10,000×2、200×1,200	
能　　力	150m³／日（汚水量）	150m³／日（汚水量）	
基　　数	1	1	
配　　置	別図２~~（２－１）~~参照	別図２~~（２－２）~~参照	別図２（２－３）参照
備　　考			

※には水質汚濁防止法施行令別表第一及びダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第二に掲げる番号及び施設の名称を記入のこと。

ロ．工事の着手、完成及び使用開始年月日

設置年月日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
工事着手予定年月日	令和８年１月15日	令和８年１月15日	年　月　日
工事完了予定年月日	令和８年２月10日	令和８年２月10日	年　月　日
使用開始予定年月日	令和８年２月15日	令和８年２月15日	年　月　日

設置届出の場合は工事着手、工事完了及び使用開始予定年月日欄、使用開始届出の場合は設置年月日欄。変更届出の場合は全ての欄に記入すること。

ハ．その他特定施設の構造について参考となるべき事項

特になし
（参考となる事項がある場合は、必ず記入すること）

（別紙４）

２．特定施設の使用方法

イ．特定施設の設置場所

別図３参照（住所）　　茨城県神栖市北浜 120 番地

ロ．特定施設を含む操業の系統

別図４参照

ハ．特定施設の使用時間間隔、１日あたりの使用時間及び季節変動

特定施設番号及び名称	65 酸又はアルカリによる表面処理施設	65 酸又はアルカリによる表面処理施設	
工場又は事業場における分類番号	XA-02	XB-02	
機器の名称	酸洗浄槽	アルカリ脱脂槽	
使用時間間隔	8:00～18:00　連続	8:00～18:00　連続	
１日あたりの使用時間	10　時間／日	10　時間／日	時間／日
季節変動	なし	なし	

季節変動がある場合はその概要を記載すること。

ニ．特定施設を含む作業工程において使用する原材料（消耗資材を含む）等

特定施設番号及び名称	65 酸又はアルカリによる表面処理施設		65 酸又はアルカリによる表面処理施設			
工場又は事業場における分類番号	XA-02		XB-02			
機器の名称	酸洗浄槽		アルカリ脱脂槽			
使用原材料の種類	硫酸		水酸化ナトリウム			
使用方法	10%希硫酸として使用		10%水溶液として使用			
１日あたりの使用量	150m^3		150m^3			
有害物質	~~使用~~	不使用	~~使用~~	不使用	使用	不使用

有害物質を使用の時は「使用原材料の種類」の欄に記入し、○印を付すこと。
有害物質とは水質汚濁防止法施行令第二条に掲げる物質とする。

有害物質を含むものに○印をつける

一方を抹消する

ホ．特定施設から排出される汚水の水質及び量

下水道へ放流か産業廃棄物処理かに関わらず廃液の水量・水質を記入
混合せずに排出する廃液は種類別に記入

特定施設番号及び名称			65 酸又はアルカリによる表面処理施設	65 酸又はアルカリによる表面処理施設	
工場又は事業場における分類番号			XA-02	XB-02	
機器の名称			酸洗浄槽	アルカリ脱脂槽	
排水量		平均	150m³／日	150m³／日	m³／日
		最大	180m³／日	180m³／日	m³／日
水質	温度		25～50℃	25～50℃	℃
	pH		1.5～2.5	11～13	～
	BOD	通常	15mg／L	10mg／L	mg／L
		最大	30mg／L	20mg／L	mg／L
	COD	通常	100mg／L	150mg／L	mg／L
		最大	120mg／L	180mg／L	mg／L
	SS	通常	20mg／L	20mg／L	mg／L
		最大	30mg／L	30mg／L	mg／L
	油脂類含有量	通常	1mg／L	1mg／L	mg／L
		最大	1mg／L	1mg／L	mg／L
	アンモニア性窒素等含有量	最大	20mg／L	20mg／L	mg／L
	銅	最大	10mg／L	30mg／L	mg／L
	溶解性鉄	最大	20mg／L	20mg／L	mg／L
		最大	mg／L	mg／L	mg／L
		最大	mg／L	mg／L	mg／L
		最大	mg／L	mg／L	mg／L
		最大	mg／L	mg／L	mg／L
		最大	mg／L	mg／L	mg／L
		最大	mg／L	mg／L	mg／L
		最大	mg／L	mg／L	mg／L
		最大	mg／L	mg／L	mg／L
		最大	mg／L	mg／L	mg／L
		最大	mg／L	mg／L	mg／L
		最大	mg／L	mg／L	mg／L
		最大	mg／L	mg／L	mg／L
		最大	mg／L	mg／L	mg／L
		最大	mg／L	mg／L	mg／L
		最大	mg／L	mg／L	mg／L

該当項目のみ記入。
※アンモニア性窒素等とは、アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素を指す。

ヘ．その他特定施設の使用の方法について参考となるべき事項

XA-02、XB-02 から排出される汚水の水質は、それぞれ現在使用している XA-01 および XB-01 と同程度となる見込みです。

（別紙５）（変更なし）

当該施設専用の処理施設等がある場合はそれについて記入

３．汚水の処理方法

排水設備等計画書と同一処理施設の場合その内容をもとにする

イ．汚水の処理施設の設置場所

別図５参照

ロ．汚水の処理施設に係る工事の着手、完成及び使用開始（予定）年月日

着　工　　年　　月　　日

完　成　　年　　月　　日

使用開始　令和　７　年　１２月　１　日

ハ．汚水の処理施設の種類等

処理施設の名称	第１排水処理施設
工場又は事業場における分類番号	詳細は別図６、７のとおり
種類	中和、凝集沈殿
型式	自動制御式（特注品）
主要寸法（W×D×H）	別図６、７のとおり
構造	別図６参照
能力	5,000　m³／日
処理の方式	硫酸及び苛性ソーダによる中和、凝集剤添加による凝集沈殿処理

能力は、１日あたりの最大処理量を記入すること。

ニ．汚水の処理の系統

別図７参照

ホ．汚水の集水および処理施設までの導水方法

別図８参照

（変更なし）

ヘ．汚水の処理施設の使用時間間隔、１日あたりの使用時間及び季節変動

排水設備等計画書と同一処理施設の場合その内容をもとにする

処理施設の名称	第１排水処理施設
工場又は事業場における分類番号	詳細は別図のとおり
使用時間間隔	24 時間連続運転
１日あたりの使用時間	24　時間／日
季節変動	無し

季節変動がある場合はその概要を記載すること。

ト．汚水の処理施設で中和、凝集、酸化の用に供する消耗資材等

処理施設の名称	第１排水処理施設	
工場又は事業場における分類番号	詳細は別図のとおり	
消耗資材名	用途名	１日あたりの使用量
硫酸（20%）	中和	100kg
苛性ソーダ（50%）	中和	30kg
高分子凝集剤	凝集	10kg

消耗資材については使用物の濃度、等級、製品名などを明記すること。

チ．汚水処理施設使用時における処理前及び処理後の水質及び汚水の量

排水設備等計画書と同一処理施設の場合その内容をもとにする

処理施設の名称			第１排水処理施設	
通常汚水量			4,000m³／日	
最大汚水量			4,500m³／日	
			処理前	処理後
水質	温度	通常範囲	25～45 ℃	20～45 未満 ℃
		最大範囲	25～50 ℃	25～45 未満 ℃
	pH	通常範囲	3.5～10	7～8
		最大範囲	3～10	6～8
	BOD	通常	15 mg／L	5 mg／L
		最大	25 mg／L	10 mg／L
	COD	通常	150 mg／L	40 mg／L
		最大	180 mg／L	50 mg／L
	SS	通常	35 mg／L	5 mg／L
		最大	50 mg／L	5 mg／L
	油脂類含有量	通常	1 mg／L	1 mg／L
		最大	1 mg／L	1 mg／L
	ｱﾝﾓﾆｱ性窒素等含有量	最大	20 mg／L	20 mg／L
	カドミウム	最大	<0.002 mg／L	<0.002 mg／L
	鉛	最大	<0.1 mg／L	<0.1 mg／L
	銅	最大	30 mg／L	<0.2 mg／L
	溶解性鉄	最大	20 mg／L	<0.2 mg／L
		最大	mg／L	mg／L
		最大	mg／L	mg／L
		最大	mg／L	mg／L
		最大	mg／L	mg／L
		最大	mg／L	mg／L
		最大	mg／L	mg／L
		最大	mg／L	mg／L
		最大	mg／L	mg／L
		最大	mg／L	mg／L
		最大	mg／L	mg／L
		最大	mg／L	mg／L
		最大	mg／L	mg／L
		最大	mg／L	mg／L

下水道への放流水であれば承認水量・水質および流入・排除基準を超えて記入できない

該当項目のみ記入。

※アンモニア性窒素等とは、アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素を指す。

（変更なし）

排水設備等計画書と同一処理施設の場合その内容をもとにする

リ．汚水の処理によって生ずる残さの種類、生成量及び処理方法

処理施設の名称	第１排水処理施設		
残 さ の 種 類	日あたり生成量	処理方法の概要	備考
汚泥	２ｔ／月	汚泥を脱水処理後業者に処分を委託	収集運搬(○×商事) 最終処分(△○産業)

備考欄に工場内処理、産業廃棄物業者委託等と記入のうえ、必要に応じて委託契約書、許可証、マニフェスト等の写しを添付のこと。

ヌ．汚水を公共下水道に排除する方法

別図９参照

ル．その他汚水の処理の方法について参考となるべき事項

特になし
（参考となる事項がある場合は、必ず記入すること）

（別紙６）

４．公共下水道に排除される下水の量及び水質

排水設備等計画書の内容をもとにする

イ．排出口における下水の量及び水質

水質		通常	最大
排水量		4,000 ㎥／日	4,500 ㎥／日
水質	温度	20～45 ℃	25～45 ℃
	pH	7～8	6～8
	BOD	5 mg／L	10 mg／L
	COD	45 mg／L	50 mg／L
	SS	5 mg／L	5 mg／L
	油脂類含有量	1 mg／L	1 mg／L
	アンモニア性窒素等含有量	20 mg／L	20 mg／L
	カドミウム	<0.001 mg／L	<0.001 mg／L
	鉛	<0.003 mg／L	<0.003 mg／L
	銅	<0.2 mg／L	<0.2 mg／L
	溶解性鉄	<0.2 mg／L	<0.2 mg／L
		mg／L	mg／L
		mg／L	mg／L
		mg／L	
		mg／L	
		mg／L	mg／L
		mg／L	mg／L
		mg／L	mg／L
		mg／L	mg／L
		mg／L	mg／L

承認水量・水質および流入・排除基準を超えて記入できない

該当項目のみ記入。排水量とは公共下水道に排出される水の全量をいう。
※アンモニア性窒素等とは、アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素を指す。

ロ．公共下水道に排除される下水の量及び水質について参考になるべき事項

特になし
（参考となる事項がある場合は、必ず記入すること）

（別紙７）

５．用水及び排水の系統及び用途別用水使用量

イ．用水及び排水の系統

別図１０参照

ロ．用途別用水使用量

用　　途	使　用　水	当該特定施設設置前	当該特定施設設置後
生活系（事務所等）	上水	10　m³／日	10　m³／日
洗浄用水等工程用	工水	4、010　m³／日	4、310　m³／日
		m³／日	m³／日
		m³／日	m³／日
		m³／日	m³／日
		m³／日	m³／日
		m³／日	m³／日
		m³／日	m³／日
		m³／日	m³／日

（別紙８）（変更なし）

参 考 事 項

以前の特定施設関係の届出と変更のない場合省略可

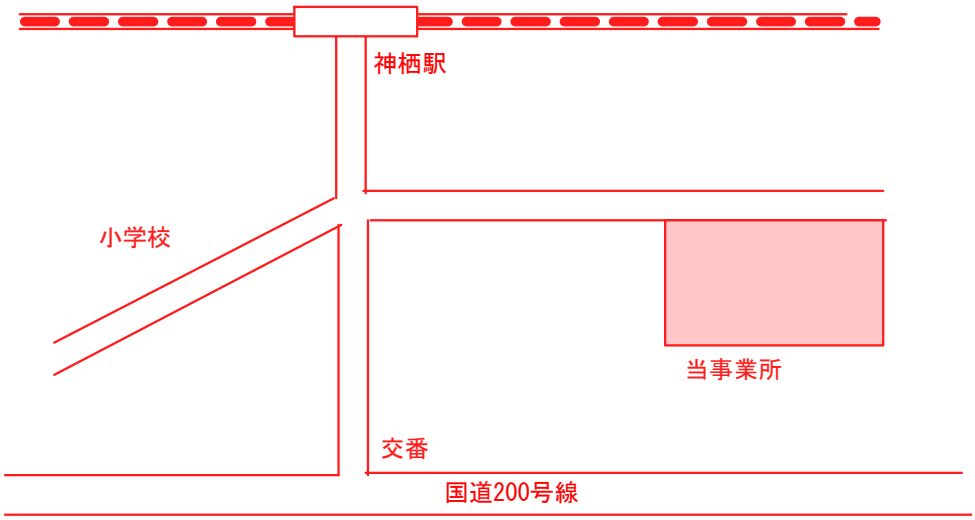
資　　本　　額	1,000,000,000 円	従業員数	全体 1,200 人 当該工場 80 人
主　要　製　品	電子部品	電話番号	0299-90-0000
用　途　地　域	工業専用地域	操業時間	0 時～24 時
１時間あたりの最大排水量	500 m³/h	左記の排水量となる時間帯	14:30 ～ 15:30
付　近　見　取　図	ア．下記のとおり ~~イ．別添のとおり~~	敷地面積	12,000 m³
		建物面積	6,000 m³
担当部課長	管理課長　鹿島　一男	担当者	神栖　次郎

緊急時等の下水道事務所への連絡体制

平日昼間等　発見者→管理課長→下水道事務所

夜間休日等　発見者→当直→下水道事務所

付近見取図

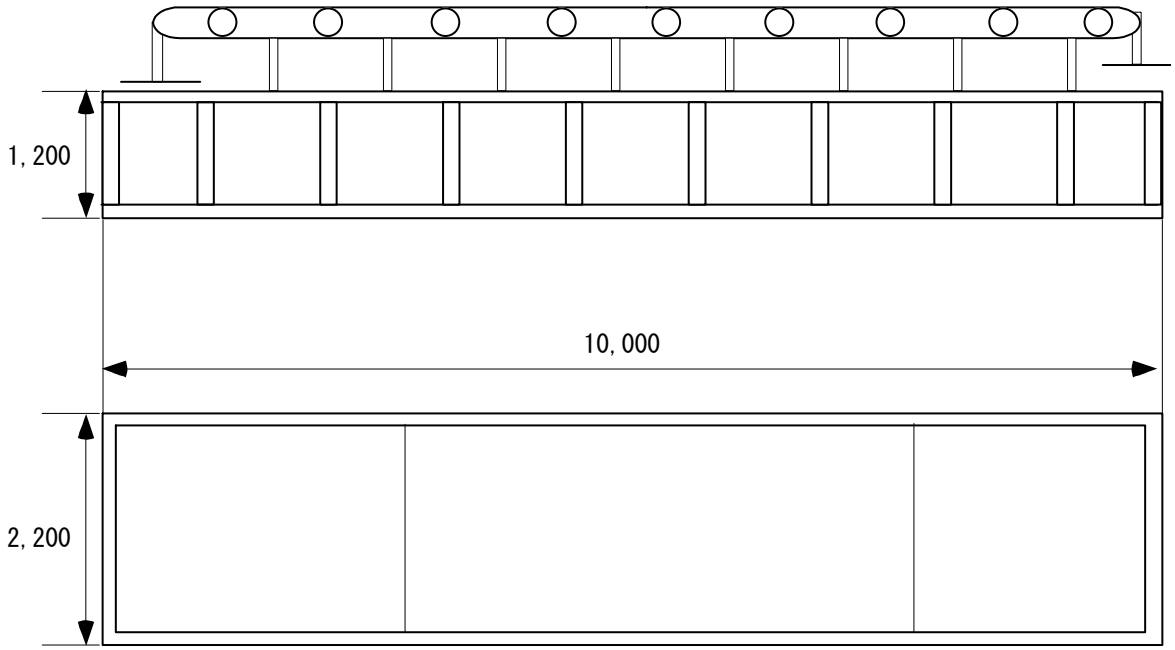


別図１（必要に応じて１－１以降枝番を付す）

特定施設の構造

平面及び断面図に型式、構造、材質、寸法等を記載する。必要に応じてカタログ等を添付のこと。

XA-02 構造図



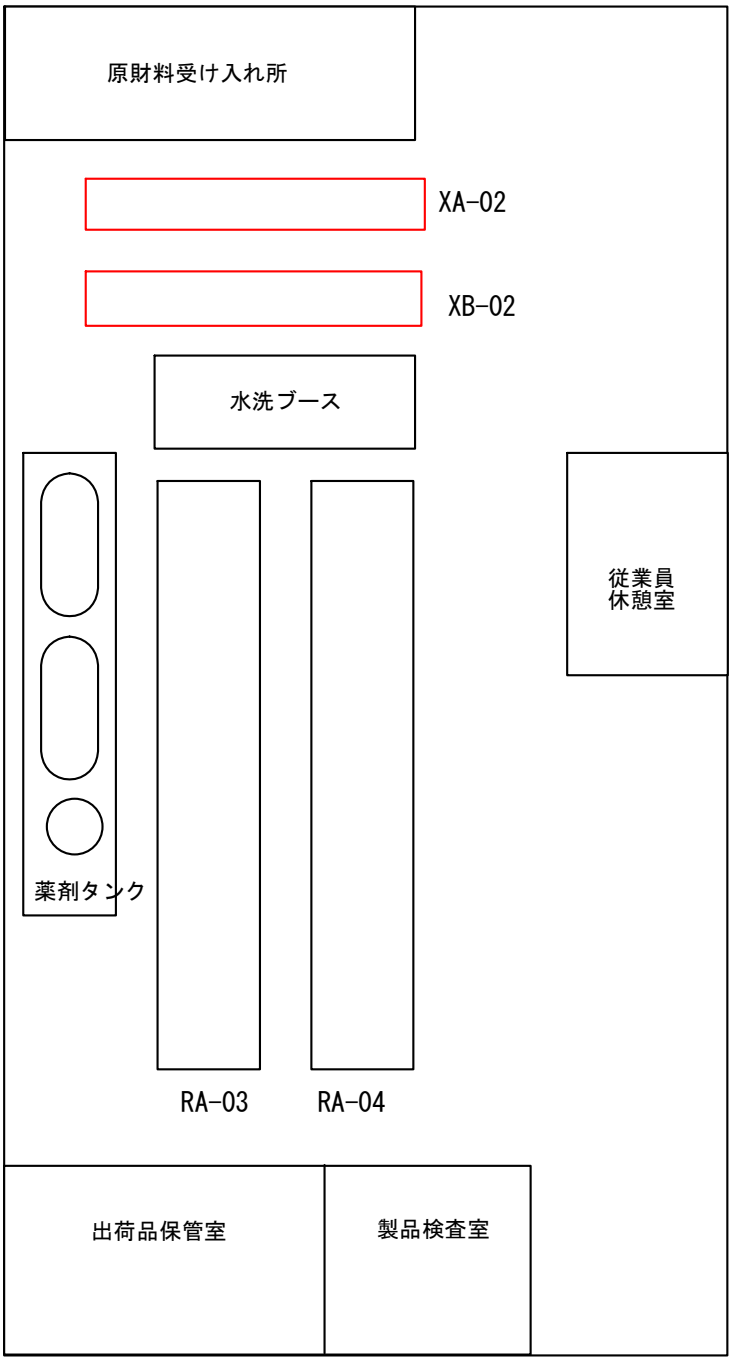
ステンレス製、塩ビライニング

（別図１－２(XB-02 分)は省略）

別図２（必要に応じて２－１以降枝番を付す）

特定施設等の配置

当該特定施設及びこれに関連する主要機器又は主要装置の配置を記載すること。

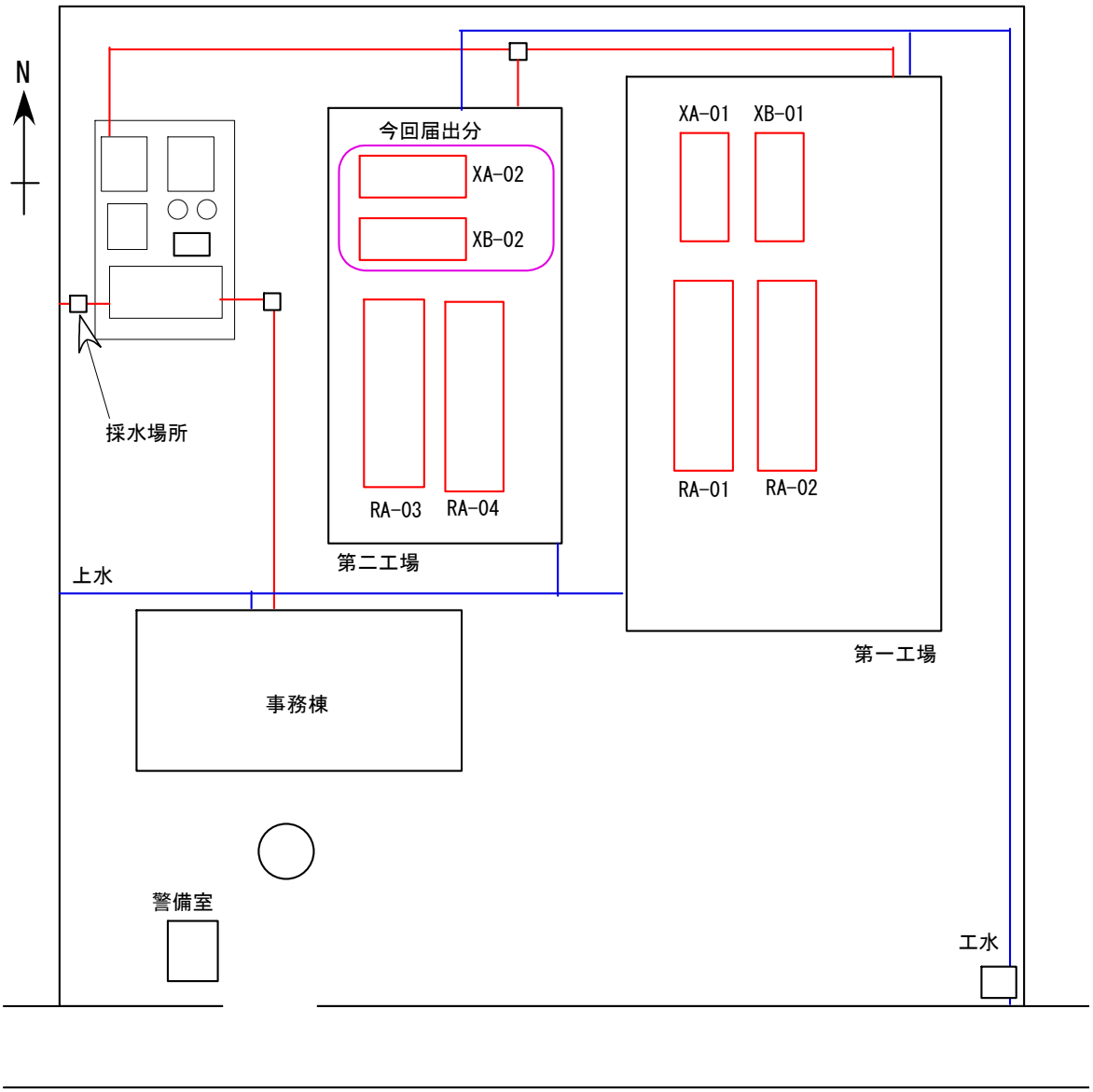


第二工場

別図３（必要に応じて３－１以降枝番を付す）

特定施設の設置場所

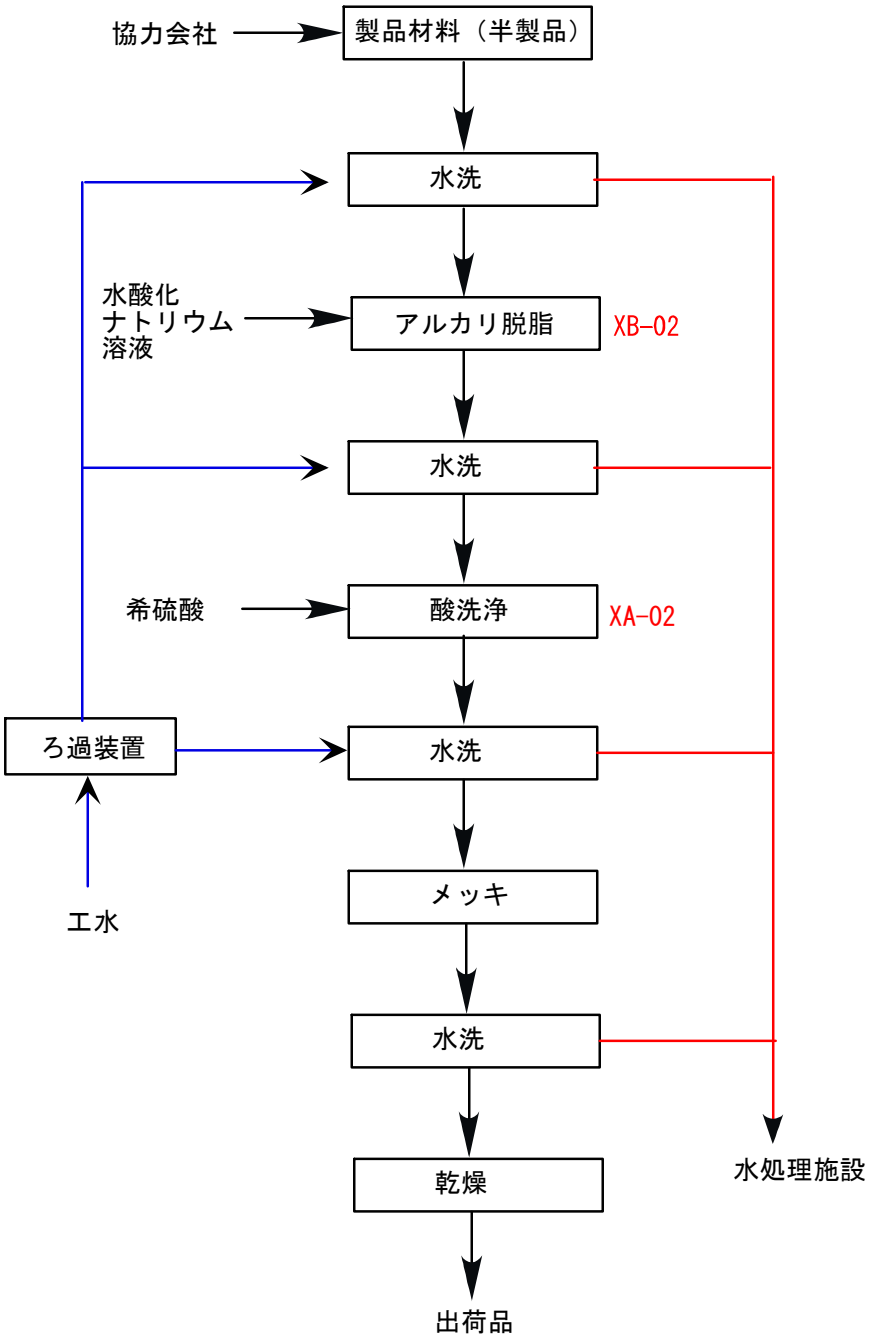
事業所の周辺図に事業所の位置を着色、付近の道路及び建物等を記入する。
事業所の全体配置図に当該設備の設置場所を着色記入する。



別図４（必要に応じて４－１以降枝番を付す）

特定施設を含む操業の系統

当該特定施設を含む製造等のフローに当該届出分を着色記入のこと。用水系を青線で、排水系を赤線で記入のこと。



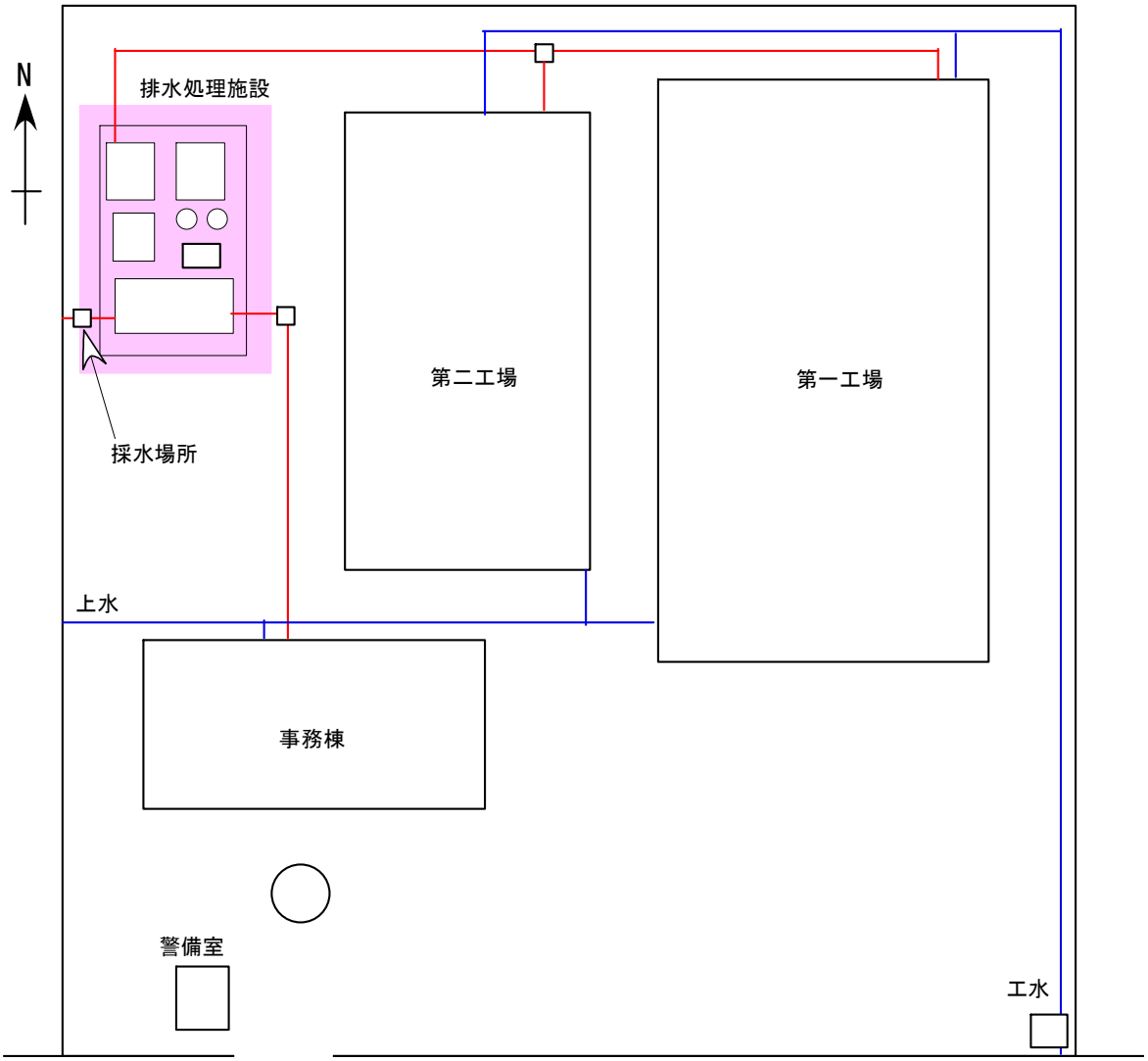
別図５（必要に応じて５－１以降枝番を付す）（変更なし）

排水設備等計画書の内容をもとにする

汚水処理施設の設置場所

以前の特定施設関係の届出と変更のない場合省略可

事業所全体配置図に、当該施設の設置場所を着色記入する。



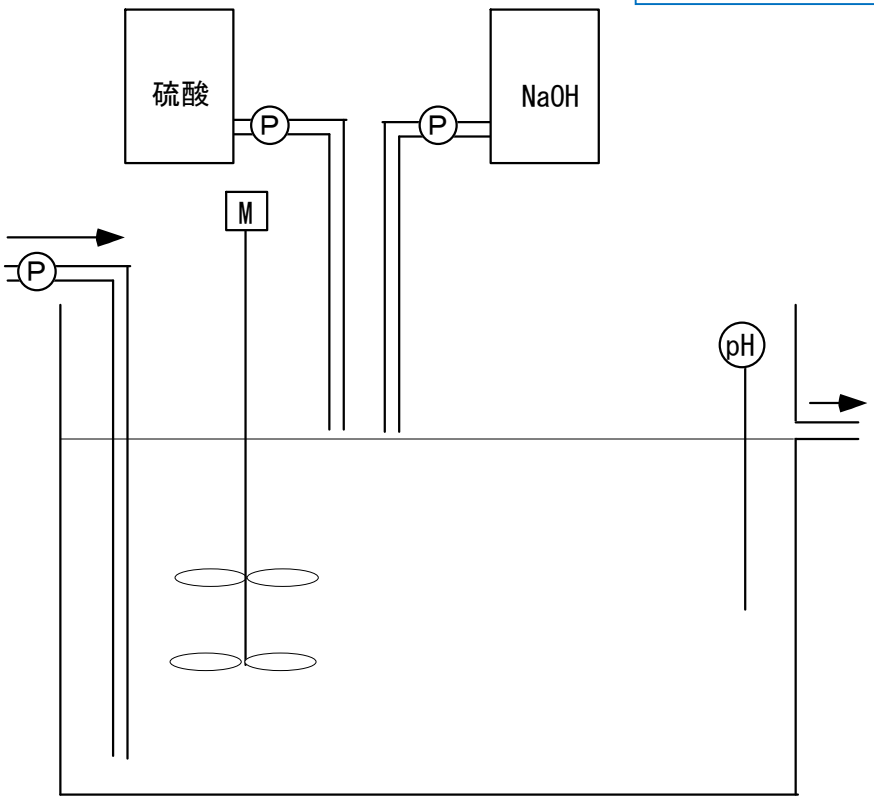
別図６（必要に応じて６－１以降枝番を付す）（変更なし）

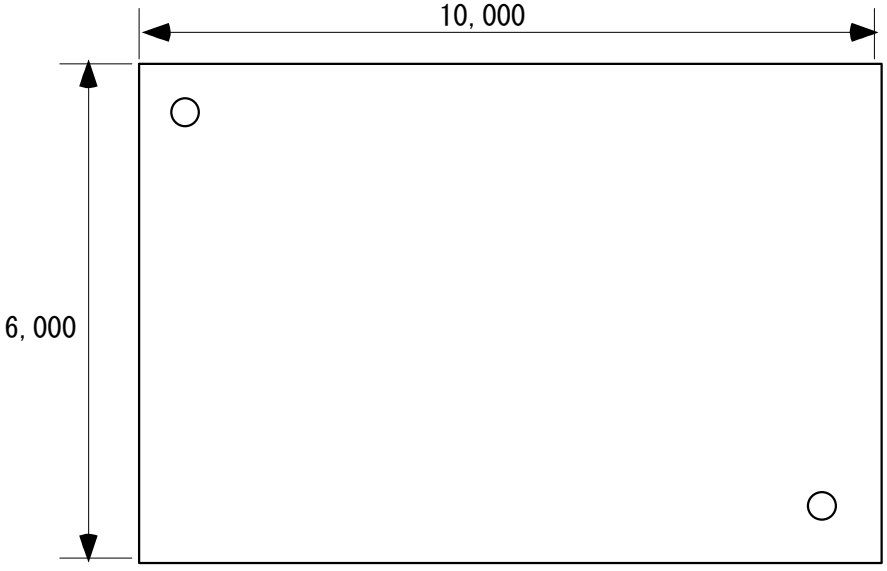
汚水処理施設の構造

平面及び断面図に型式、構造、材質、寸法等を記載する。必要に応じてカタログ等を添付する。

No.1　中和槽

以前の特定施設関係の届出と変更のない場合省略可





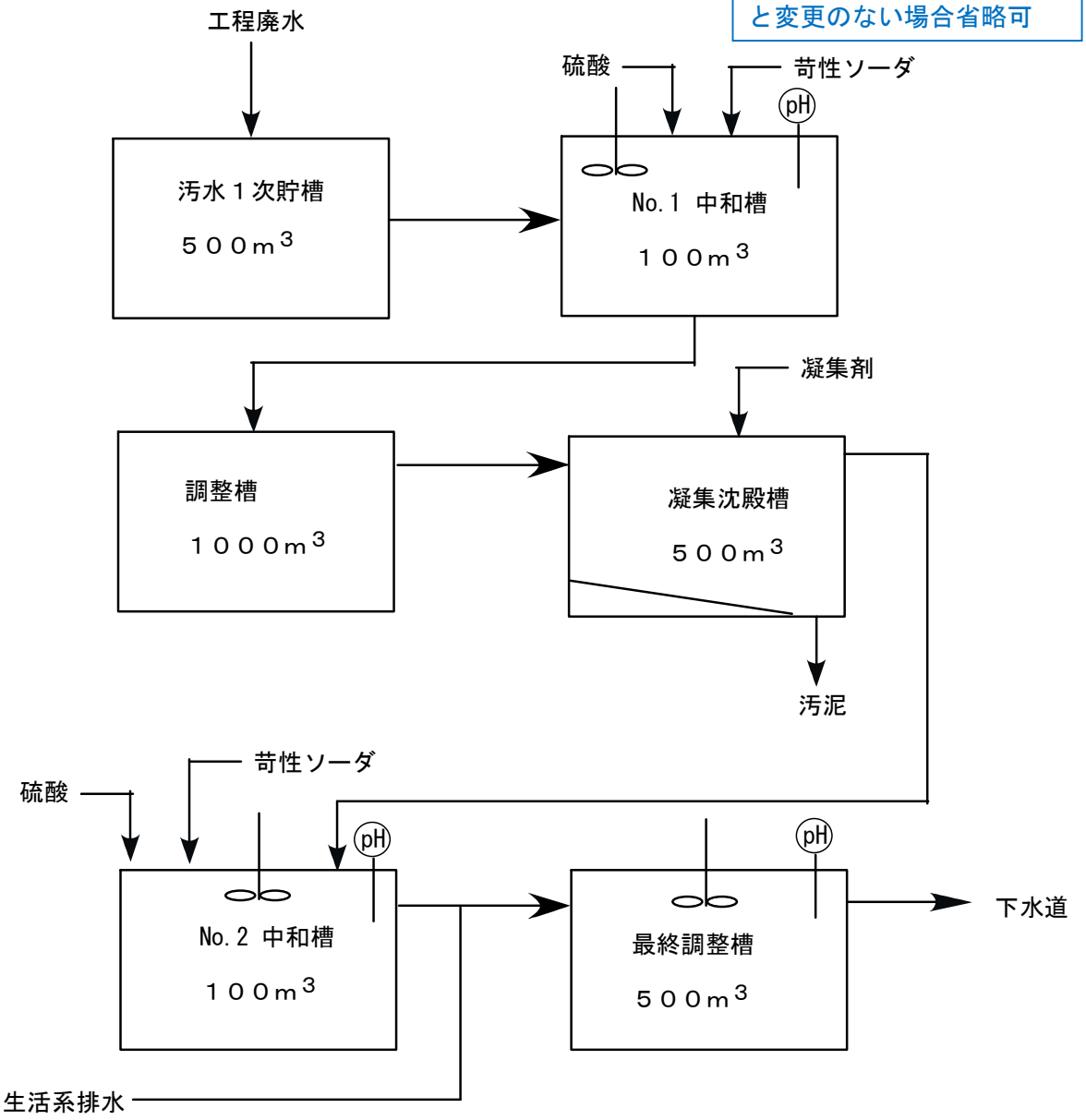
別図７（必要に応じて７－１以降枝番を付す）（変更なし）

排水設備等計画書の内容をもとにする

汚水の処理の系統

事業所全体の処理フローに、当該届出分を着色記入のこと。用水、原材料の投入、汚水、製品、廃棄物等の排出を矢印で記入すること。

以前の特定施設関係の届出と変更のない場合省略可



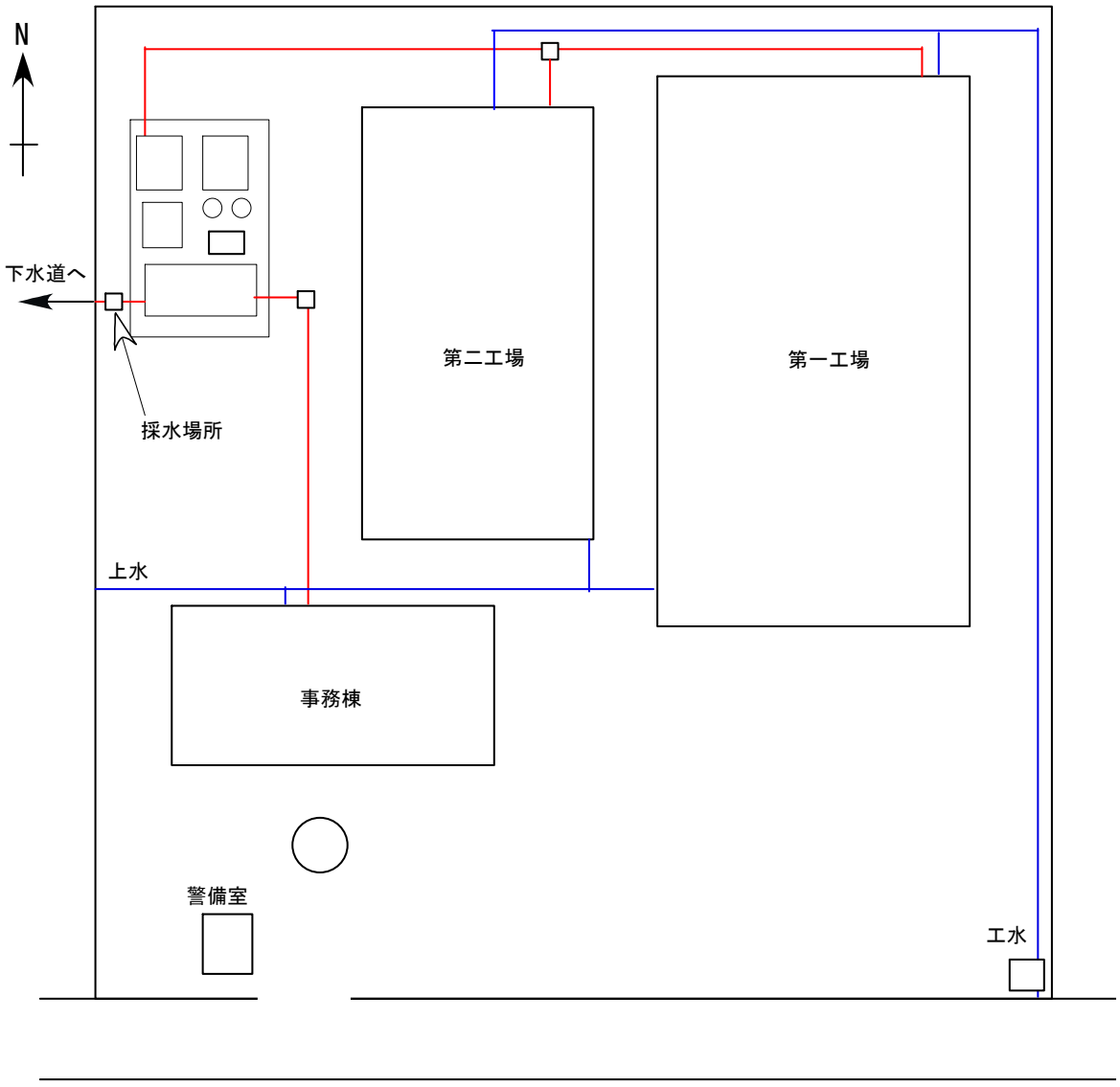
別図８（必要に応じて８－１以降枝番を付す）

汚水の集水および処理施設までの導水方法

排水設備等計画書の内容をもとにする

以前の特定施設関係の届出と変更のない場合省略可

事業所全体配置図に、排水系統を赤線で記入のこと。



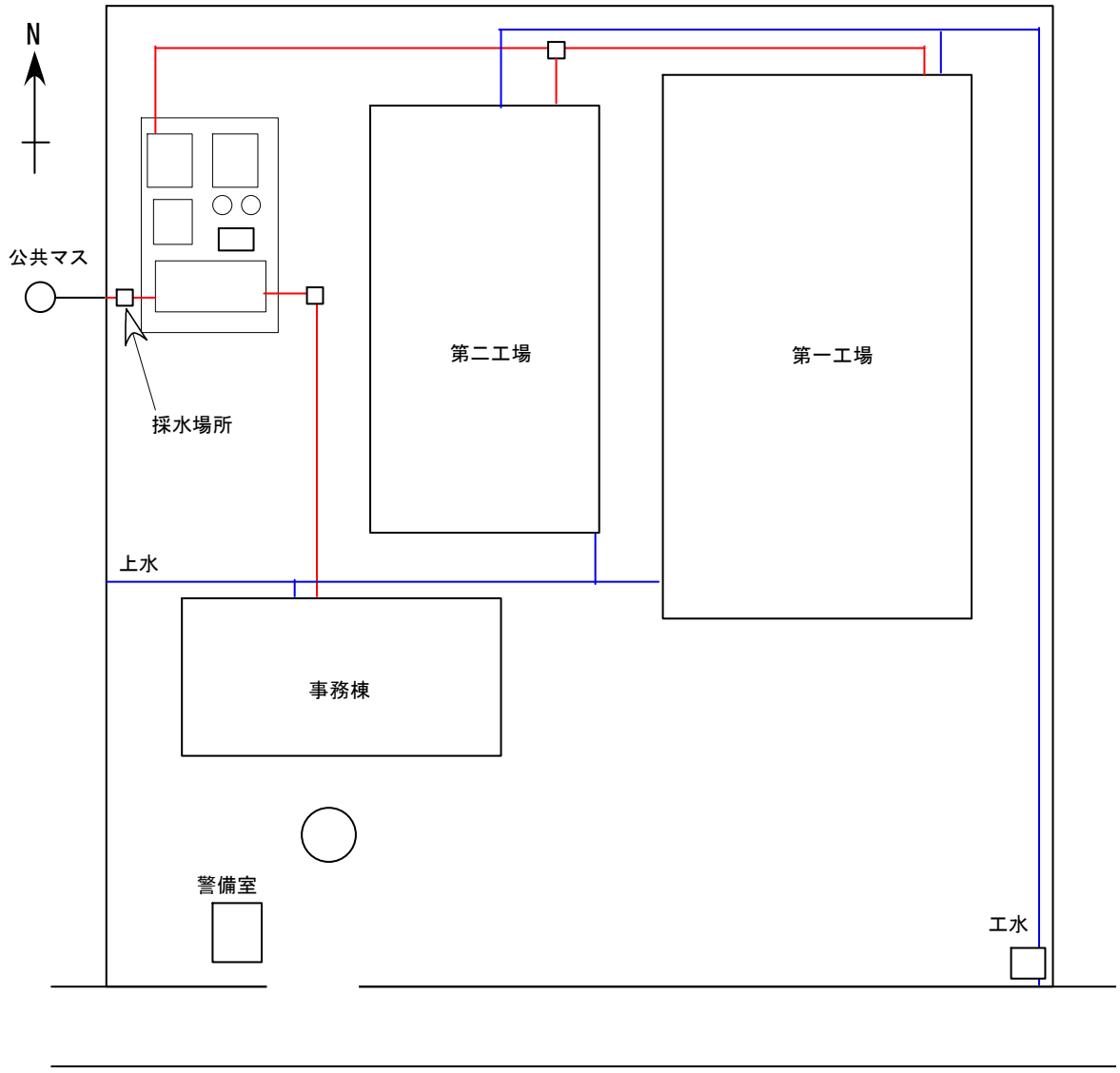
別図９（必要に応じて９－１以降枝番を付す）

排水設備等計画書の内容をもとにする

汚水を公共下水道に排除する方法

排水口の位置、数及び排出先を含めて記入すること。

以前の特定施設関係の届出と変更のない場合省略可



別図１０（必要に応じて１０－１以降枝番を付す）

排水設備等計画書の内容をもとにする

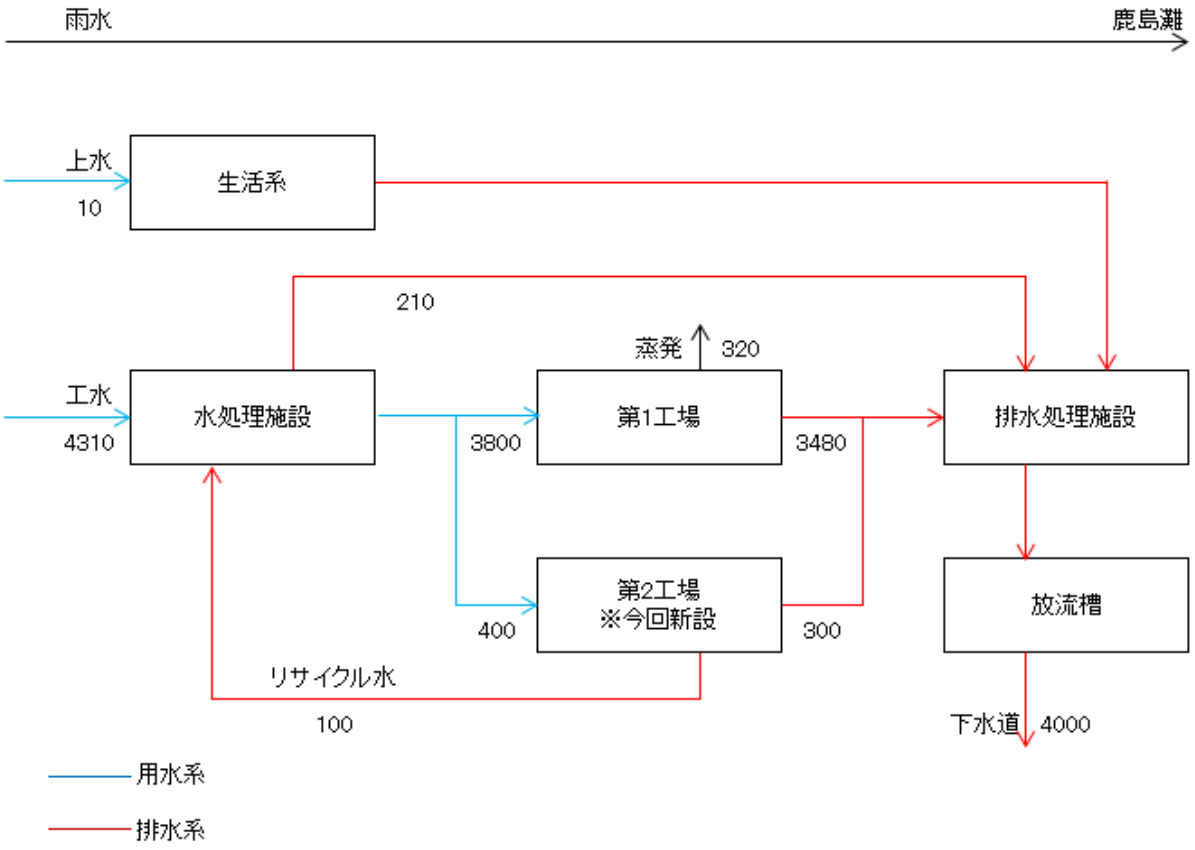
用水及び排水の系統

以前の特定施設関係の届出と変更のない場合省略可

用水系を青線、排水系を赤線で記すとともに、各系統の日あたり水量を示すこと。

水量の入出量が一致するようにする

単位:m3/日(最大)



第３章

水質基準等

１　下水道へ汚水を排除する場合の水質基準

下水道を使用するすべての事業者は、使用に関する契約書に定める流入基準を遵守する必要があります。流入基準には法施行令第 9 条の 4 第 1 項に定める排除基準が含まれます。流入基準を超えて下水道に汚水を流入させたときは、違約金を徴収することがあります。

また、特定事業場においては、法第 12 条の 2 に基づき、排除基準を超える下水道への排出が禁じられており、違反した場合には直罰が適用されることがあります。

○ 使用に関する契約書第 2 条による流入基準（契約による流入基準）

使用に関する契約書第 2 条により、次の流入基準が定められています。

項目	流入基準
温度	45 ℃未満
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量※	380 mg/L 未満
水素イオン濃度（pH）	水素指数 5 を超え 9 未満
生物化学的酸素要求量（BOD）	5 日間に 600 mg/L 未満
化学的酸素要求量（COD）	600 mg/L 未満
浮遊物質量（SS）	600 mg/L 未満
油脂類含有量（Oil）	20 mg/L 未満
下水道法施行令第 9 条の 4 第 1 項に掲げる物質	次表の排除基準に基づく

※　アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量
＝アンモニア性窒素＋亜硝酸性窒素＋硝酸性窒素

○ 法施行令第９条の４第１項に掲げる物質の排除基準

項目	排除基準
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L 以下
シアン化合物	1 mg/L 以下
有機燐化合物	1 mg/L 以下
鉛及びその化合物	0.1 mg/L 以下
六価クロム化合物	0.2 mg/L 以下
砒素及びその化合物	0.1 mg/L 以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L 以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.2 mg/L 以下
四塩化炭素	0.02 mg/L 以下
1、2-ジクロロエタン	0.04 mg/L 以下
1、1-ジクロロエチレン	1 mg/L 以下
シス-1、2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L 以下
1、1、1-トリクロロエタン	3 mg/L 以下
1、1、2-トリクロロエタン	0.06 mg/L 以下
1、3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L 以下
チウラム	0.06 mg/L 以下
シマジン	0.03 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.2 mg/L 以下
ベンゼン	15 mg/L 以下 ※1
セレン及びその化合物	0.1 mg/L 以下
ほう素及びその化合物	230 mg/L 以下
ふっ素及びその化合物	15 mg/L 以下
1、4-ジオキサン	0.5 mg/L 以下
フェノール類	10 mg/L 以下 ※1
銅及びその化合物	3 mg/L 以下
亜鉛及びその化合物	2 mg/L 以下 ※2
鉄及びその化合物（溶解性）	10 mg/L 以下
マンガン及びその化合物（溶解性）	10 mg/L 以下
クロム及びその化合物	2 mg/L 以下
ダイオキシン類	10 pg-TEQ/L 以下

※1　茨城県告示によりベンゼン（法基準 0.1mg/L）、フェノール類（同 5mg/L）を緩和。

２　指導による流入基準（指導基準）

指導による流入基準は深芝処理場が活性汚泥法による生物処理のため、処理効率及び活性汚泥や施設への影響を考慮し設定しています。下記の項目について基準を超過した場合、改善に係る報告書を提出してください。

項目	指導による流入基準
化学的酸素要求量（COD）	300 mg/L 未満
塩化物イオン濃度	20,000 mg/L 未満

３　水質基準超過等が発生したとき

トラブル等により排除する汚水が変化した場合や排除中の汚水において各水質基準の超過が発生した又は発生するおそれがある場合は、当該排水が各基準（流入基準・指導基準・排除基準）に適合するよう希釈して放流する、水中ポンプ等を使用し当該汚水を再び上流の除害施設へ戻し処理し直す、下水道へ放流せず他の方法により処理（産廃処理等）する等の手段を講じるとともに、速やかに緊急連絡体制等により当所への連絡をお願いします。

なお、特定事業場にあっては法施行令第 9 条の 4 第 1 項に基づく排除基準に適合しない汚水の排除には法第 46 の 2 により直罰が適用されることがあります。

４　事業場等に対する規制

下水道の機能や放流水の水質を守るために、下水道に継続して下水を排出する工場・事業場に対しては、下記の規制等が法、条例及び使用に関する契約書により定められています。

○　立入検査（法第 13 条、使用に関する契約書第 5 条）

当所職員は下水道の施設や機能を良好に維持し、放流水の水質を基準に適合させるために必要な限度において工場・事業場に立ち入りし、特定施設、除害施設、排水設備その他の施設を検査することができます。

○　排水設備等の改善勧告等（使用に関する契約書第 6 条）

使用者が管理している排水設備等に破損等が生じ、下水道管理上支障があるときは、その機能が十分に発揮されるように改善すべきことを相当の期間を定めて勧告されることがあります。

○　計画変更命令（法第 12 条の 5）

特定施設設置届出書又は特定施設の構造等変更届出書を提出したときは、届出が提出された日から 60 日以内は届出書の内容を審査（排除基準を順守できるかチェック）するために、その届出に係る特定施設の工事に着手できないこととなっています。

審査の結果、下水道の排除基準に適合しないと認められるときは届出を受理した日から 60 日以内に限り特定施設の構造、使用の方法、汚水の処理の方法に関する計画の変更又は特定施設設置に関する計画の廃止を命じることができます。

○ 改善命令等（法第 37 条の 2）

特定施設の設置者が基準に適合しない汚水を排除するおそれがあると認められるときは、期限を定めて特定施設の構造、使用の方法、汚水の処理の方法についての改善を命じ、又は特定施設の使用や下水道への汚水の排除の停止を命じることができます。

○ 直罰（法第 46 条の 2）

特定事業場においては、故意・過失を問わず排除基準に適合しない汚水を排除した場合、行政庁の命令を待たず直ちに処罰の対象になります。

５　工場・事業場における管理体制

工場・事業場においては、排除基準等の遵守に万全を期すため、法令等を正しく理解し組織や施設の管理体制の強化・整備を推進してください。

○ 管理組織

排水の水質管理及び除害施設等の運転管理を担当する部・課・責任者等を選任する等管理組織を整備して責任の所在を明確にするとともに、事故対策の研修等保安教育にも心がける必要があります。

特に、事故等の緊急時における連絡体制を整備し、万が一不測の事態が発生したときはその原因を把握し、下水道の処理に影響を与える排水等を流出させないよう対策を講じるとともに、速やかに当事務所への連絡をお願いします。

○ 届出書類等の保管

届出書類や県等への報告書類等は、ファイル化して事業場内の一定の場所等に保管するようにし、紛失や汚損の防止に努めてください。

また、定期的に現状施設と届出書類等の内容に整合性があることを確認し、未届出等の不備が生じていた場合には速やかに届出等の対応をお願いします。

○ 除害施設等の維持管理

除害施設等は、日常の点検や補修、機器の保守・管理等の維持管理が適切に行われてはじめてその機能を十分に発揮することができ、良好で安定した処理水質を得ることができます。除害施設等の維持管理には、次の点に留意して下さい。

- 機械類、配管系統、処理槽・薬品槽等の日常点検を実施する。
- 日常点検結果は「運転管理日報」等に記録し、結果を一定の期間保存する。
- 日常点検でカバーできない部分についてもチェックリスト等で定期点検を実施し、結果を一定の期間保存する。

○ 水質等の監視

法第 12 条の 12 により、特定施設の設置者は下水の水質を測定し、その記録を 5 年間保存するよう義務づけられています。

なお、水質の測定にあたっては、試料の最も水質が悪いと推定される時刻に、水深の中層部から採取しなければなりません。